

(I) 青少年施策の基本方向

青少年を取り巻く社会状況が大きく変貌するなか、青少年の意識や行動もさまざまな面で変化しています。

こうしたなかで、依然として沈静化しないいじめ問題、ますます増える不登校、性非行、薬物乱用など、さまざまな青少年問題が広がっています。

また、近年、顕在化しているひきこもりなど、新たな課題に対する対応も求められています。

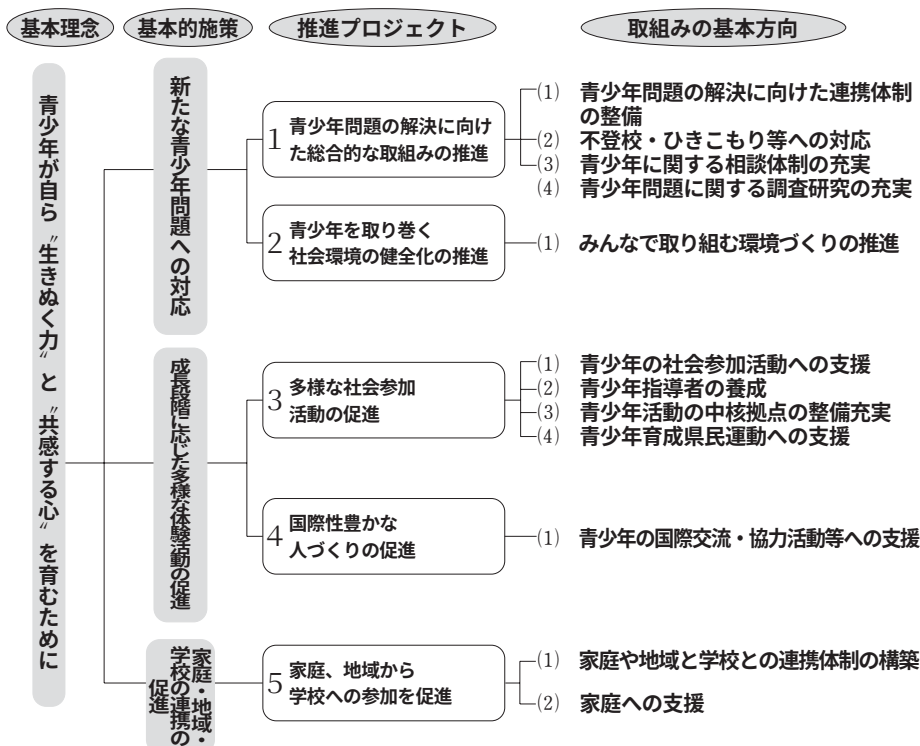
そこで、青少年主体、市町村及び民間との連携、家庭・地域・学校の連携のもとで、青少年施策の総合的な推進を図っていきます。

1 基本方針

県では、21世紀の神奈川を担う青少年が、新しい時代を切り拓いていく“生きぬく力”と、他者を思いやる“共感する心”を育むことができるように、次の施策体系のもと、3つの基本的施策を推進する5つのプロジェクトを進めています。

また、平成16年度末には、今後5年間を展望した施策の基本目標と、その実現に向け具体的な取組みを進めるための施策の方向、推進体制などについて定める「かながわ青少年育成指針（仮称）」の策定を予定しています。

2 青少年施策体系



(Ⅱ) 青少年施策

1 新たな青少年問題への対応

(1) 青少年問題の解決に向けた
総合的な取り組みの推進
① 青少年問題の解決に向けた連携体制の整備

■ 青少年問題の解決に向けた連携体制

▼ 神奈川県青少年総合対策本部

神奈川県青少年総合対策本部は、本県における青少年対策の総合的な企画・調整及び推進と関係部局間の相互連携を目的として、昭和39年3月に設置された庁内の横断的な機構です。本部長に知事が、副本部長には県民部を所管する副知事があたり、知事部局と教育庁及び警察本部で構成しており、その下で、庁内の関係室課が相互に連携し、事業を推進しています。

平成15年度は、幹事会を8回開催し、青少年の特異事件の発生を踏まえての今後の対応についてなどの議論を深めました。

○ 最近の青少年非行に向けた対応策

平成16年1月に都内の高校で発生した薬物密売事件を受け、神奈川県青少年総合対策本部長名で「薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」緊急アピール」を発表しました。

また、同年6月に長崎県で発生した重大事件を受け、緊急に青少年総合対策本部幹事会を開催、県内の各市町村教育委員会、県立及び私立の小中高等学校に「人権尊重を基盤とした児童・生徒指導の徹底について」通知するとともに、県のたより7月号により「人を思いやる心、かけがえのない命の大切さ」について県民に訴えるなど青少年の犯罪抑止に向けた対応を行いました。

○ 青少年の健全育成を進める県民大会の開催

平成16年7月14日、藤沢市の湘南台文化センター・市民シアターにおいて、青少年を取り巻くさまざまな課題や育成環境づくりについて、県民各層がともに考え、その解決に向けてともに取り組むために、「青少年の健全育成を進める県民大会」を開催しました。

高校生、教員、保護者、青少年関係者、県・市町村職員など約500名が参加し、「伝えあう心でひらく子どもの未来」をテーマにパネル討論会を実施しました。

○ 統一標語「考えよう やっていいこと 悪いこと」

青少年の非行防止と健全育成に、県民の皆さんと一緒に取り組むための県下統一標語を平成10年4月に募集し、決定した標語をチラシや懸垂幕等に活用しています。

○ 新聞掲載委託

青少年問題に対する理解と関心を高め、みんなで取り組む環境づくりを進めるため、神奈川新聞に「若いひろば」欄を年3回掲載しています。青少年総合対策本部として、市町村や民間団体とも連携をとりながら、青少年問題の今日的課題を取り上げ、また青少年に関するさまざまな情報提供を行っています。

▼ 神奈川県青少年問題協議会

神奈川県青少年問題協議会は、条例により設置された知事の附属機関として関係行政機関の職員、学識経験者などで構成され、① 青少年育成の諸問題の調査・審議 ② 青少年行政の施策の実施に関する関係行政機関への意見具申、提言 ③ 総合的な施策の適切

な実施のため必要な関係行政機関相互の連絡調整 ④青少年育成活動に活躍した人たちの表彰を行っています。

平成14・15年度は「青少年の居場所づくり」をテーマとして研究協議を進め、平成15年12月に、『青少年のための新しい地域社会を目指して～不登校・ひきこもりへの取組みを基に』という報告をまとめ、知事へ意見具申を行いました。

なお、平成16・17年度は、「働く」という視点から考える青少年の自立」について審議を重ねています。

また、県内36の市町村に青少年問題協議会が、1市に同様の趣旨の青少年育成審議会が設置されています。

▼神奈川県児童福祉審議会（社会環境部会）

神奈川県児童福祉審議会は、児童福祉法の規定に基づき、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議するために設置されています。

同審議会に置かれている5部会のうち、社会環境部会においては、青少年保護育成条例の施行に関する事項を調査審議するとともに、芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦及びこれらの製作者、興行者、販売者等に対し、必要な勧告をすることができるとされています。社会環境部会は、主に有害図書類等の指定に関する審議をしてきましたが、平成8年11月の青少年保護育成条例改正により、一定基準を超えた図書類及びがん具類の包括指定が行われているため、個別に指定する審議件数は大幅に減少しました。

条例改正以降では、平成10年3月に「バタフライナイフ（通称）」を有害がん具類に、平成11年10月に「完全自殺マニュアル」を有害図書類に指定する答申をしました。

また、平成15年度は有害映画として92本が指定されました。

現在、社会環境部会では、会議の主眼を「児童福祉の観点から有害と思われる社会環境への対応を図るための協議」に移し、テーマをしばって議論しています。平成15年度は「未成年者の飲酒・喫煙防止に関する取り組みについて」及び「優良図書の推薦」等を協議しました。

平成16年度は、「深夜営業の拡大及び有害情報の氾濫への対応について」を主な協議事項とし、青少年を取り巻く社会環境の健全化に取り組んでいます。

▼学校・警察連絡協議会

児童・生徒の非行防止のため、学校と警察との連携を強化することを目的として、昭和31年に警察署単位の「学校・警察連絡協議会」を設立し、平成8年には県組織の「神奈川県学校・警察連絡協議会」を設立しました。

組織数は、52警察署単位51組織（横浜水上署を除く）で、事務局は会長をつとめている学校及び警察署生活安全課に置いています。加入している学校の数には、平成16年7月現在で、県下公・私立の小学校、中学校、高校や養護学校、専門学校、各種学校等の1,830校（延べ数）で、児童・生徒の非行防止活動対策の研究協議等の活動を行っています。

「神奈川県学校・警察連絡協議会」は、警察署単位の学校・警察連絡協議会を統合したもので、事務局を警察本部少年育成課及び会長をつとめている学校に置き、県下を7方面に分けて、総会・役員会・方面会議等を広域的に展開しています。

本年は、少年非行の要因の一つとして規範意識の低下が指摘されていることから、活動方針の柱として「規範意識を醸成するための活動の推進」を掲げました。その取り組みの一つとして、「善悪の判断等の規範意識」「命の大切さ」「他人を思いやる心」を育むための指導教材『規範意識醸成の学習（小・中学校教師用）』並びに子ども向けの『啓発用チラシ（児童・生徒用）』を作成し、県下の小・中学校全体の教育現場に配布し、規範意識の醸成に努めています。

■地域の連携による青少年育成

▼青少年育成地域活動

地域における青少年育成は、住民の理解と協力を基盤に、組織的にすすめられていくことが強く望まれています。

地域における青少年の健全育成のための組織づくりとして、青少年指導員、児童委員、母親クラブ、PTA役員、教員などが連携して地区健全育成組織を構成し、非行防止活動や社会環境健全化活動を行っています。

県では、このような自主的な実践活動を推進するため、市町村と協力して青少年の健全育成のために活動している団体に対し、財政的支援を行っています。

また、地区行政センターごとに、地域活動を推進している組織の会議を開催し、活動の充実と強化などについて協議や情報交換を行っています。

▼青少年指導員活動

青少年指導員は、地域の自治会組織、青少年関係団体、青少年指導者などと連携をとりながら、地域ぐるみで行う青少年育成の具体的、実践的な取り組みの推進役として活動しています。

○期待される具体的役割

- (1) 青少年の体験活動の促進
- (2) 青少年団体の育成と支援
- (3) 青少年に望ましい地域づくり
- (4) 青少年に関する相談と対応
- (5) 青少年に関する調査と情報提供

○委嘱の方法

市町村（教育委員会）から委嘱された者を、県が併せて委嘱しています。任期は2年です。第19期（平成16・17年度）の青少年指導員は5,847人です。（表Ⅱ-1-1参照）

○青少年指導員活動への支援

県では、青少年指導員活動を促進するため、各市町村が行う活動促進事業に対し補助金を交付するとともに、次のような活動への支援を行っています。

- ・ 神奈川県青少年指導員連絡協議会の開催

市町村単位の青少年指導員組織相互の連絡協調を図りながら、関係機関及び団体との連携を密にし、地域における青少年指導員活動を推進するため、情報交換、研究協議等を行っています。

- ・ 青少年指導員活動研究会の開催

地区行政センターごとに開催し、体験交流、情報交換、研究協議などを行っています。

- ・ 第37回（平成16年度）神奈川県青少年指導員大会の開催

「協働」とともに歩もう…！－参画をめざして－をテーマに、横浜市民文化会館（関内ホール）で活動事例発表や講演会などを行い、約820人の参加がありました。

表Ⅱ-1-1 第19期青少年指導員数

(人)

市町村名		青少年指導員数	市町村名		青少年指導員数	市町村名		青少年指導員数
政令市	横 浜 市	2,885	湘 南 地 区	平 塚 市	333	西 湘 地 区	小 田 原 市	140
	川 崎 市	559		藤 沢 市	224		箱 根 町	25
	小 計	3,444		茅ヶ崎 市	90		真 鶴 町	16
横須賀三浦地区	横 須 賀 市	310	地 区	秦 野 市	84	津 久 井 地 区	湯 河 原 町	30
	鎌 倉 市	75		伊 勢 原 市	100		小 計	211
	逗 子 市	25		寒 川 町	20		城 山 町	15
	三 浦 市	70		大 磯 町	18		津 久 井 町	20
	葉 山 町	20		二 宮 町	20		相 模 湖 町	15
	小 計	500		小 計	889		藤 野 町	20
							小 計	70
県 央 地 区	相 模 原 市	183	足 柄 上 地 区	南 足 柄 市	43	資料出所：青少年課		
	厚 木 市	110		中 井 町	27			
	大 和 市	120		大 井 町	25			
	海 老 名 市	60		松 田 町	20			
	座 間 市	50		山 北 町	19			
	綾 瀬 市	25		開 成 町	15			
	愛 川 町	25		小 計	149			
	清 川 村	11						
	小 計	584						

▼青少年育成者表彰

○青少年育成活動推進者表彰

過去1年間に、生業のかたわら青少年の健全育成に熱意をもち、その業績が顕著な個人に対して県青少年問題協議会長（知事）が感謝の意を表するものです。昭和41年度から毎年行っている表彰で、平成15年度は110人が受賞しました。

○青少年育成功労者表彰

多年にわたり青少年の育成に貢献し、その功績が特に顕著な個人または団体を知事が表彰するものです。平成8年度から始まり、15年度は25人、2団体を表彰しました。

■薬物乱用防止対策

青少年による覚せい剤や大麻の乱用による薬物事犯検挙者数は前年度より若干の減少は見られますが、青少年層への浸透が著しく、予断を許さない状況にあります。

県では、このような事態を深刻に受け止め、薬物乱用防止の効果的な啓発活動を実施するほか、次のような取り組みを行っています。

○薬物乱用対策推進本部の取り組み

薬物乱用対策推進本部は、平成16年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱を定め、①一貫性のある薬物乱用防止教育プログラムを活用し、小学校段階での薬物乱用防止指導の充実を図り、全中学・高校における薬物乱用防止教室の毎年開催に向けて努力するとともに、薬物乱用防止教室の質を高めるよう努力すること、②保健福祉事務所を中心として地域に密着した啓発活動を強化するとともに、精神保健福祉センターを中核とした相談業務の充実を図ること、③インターネット等の通信手段を用いた薬物取引の摘発に努めることなどについて関係各機関と連携して取り組んでいます。啓発活動については、各種分野の民間団体、市町村、国及び県機関で構成する「薬物クリーンかながわ推進会議」（186機関・団体）が中心となって、県全域及び職域で活動を展開するとともに、青少年及び教育関係団体と連携して実施しています。

○地域密着型薬物乱用防止事業の推進

薬物乱用防止対策は、家庭、地域、教育現場及び職域におけるきめ細かな啓発がきわめて重要であることから、保健福祉事務所の「薬物乱用防止推進地域連絡会」を中心として地域の学校や市町村等と連携して啓発活動を実施しています。

具体的には、地域、自治会、薬物乱用防止指導員（38支部・471名）及び麻薬等薬物相談員（24名）と連携した啓発活動、薬物乱用防止講演会、薬物乱用防止にかかわるイベントなどを実施して薬物乱用を許さない環境づくりを家庭、地域及び学校等で広く進めています。

▼薬物乱用防止教室

神奈川県では、県内の小・中・高校生、教員、PTA及び地域の人々を対象に、薬物乱用の恐ろしさなどについて麻薬取締員等が講演を行う薬物乱用防止教室を実施しています。

また、昭和55年度から(社)神奈川県薬剤師会の協力を得て、各学校に配置されている学校薬剤師がビデオ、映画、パンフレットなどを用い、県内の小・中・高校生及びPTA関係

者を対象に、乱用薬物の有害作用を中心に精神・身体への悪い影響を解説するとともに、薬物乱用が家庭や社会に与える危険性を訴えています。

表Ⅱ－1－2 薬物乱用防止教室実施状況（平成15年度）

区 分		講師	麻薬取締員等		学校薬剤師	
			校数等	生徒数	校数等	生徒数
高等学校	公 立		42	15,558	12	3,960
	私 立		8	2,228	3	1,563
	計		50	17,786	15	5,523
中 学 校	公 立		37	10,258	34	8,123
	私 立		0	0	0	0
	計		37	10,258	34	8,123
小 学 校	公 立		20	2,062	38	2,327
	私 立		0	0	0	0
	計		20	2,062	38	2,327
P T A 等			14	959	13	2,005
合 計			121	31,065	100	17,978

資料出所：薬務課

■喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

県教育委員会では、教材の作成や研修会の開催等さまざまな取り組みを行うとともに、家庭や地域とも連携を図りながら喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進しています。

また、新規事業として生徒が自ら考え、正しい判断のもとに行動に移せる実践力を養うため、中学生・高校生が中心となり企画・運営し、広く生徒・教職員や保護者に啓発する、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育フォーラムを10月に開催しました。

主な事業は次のとおりです。

〔児童・生徒に対する啓発・指導の充実〕

- ・教材の配布
- ・フォーラムの開催

〔教員等に対する指導・研修の充実〕

- ・研修会の開催
- ・講演会の開催

〔家庭・地域との連携の強化〕

- ・地区別推進運動の実施（県内10地区でチラシ等を配布）

○児童・生徒の喫煙防止対策推進事業の取り組み

未成年の喫煙状況は、平成15年度県民健康・栄養調査結果では、15～19歳の男性は26.0%、女性は7.7%の人に喫煙経験がありました。このため「かながわ健康プラン21」は、次の目標を掲げています。

- ・未成年者の喫煙をゼロにする

- ・喫煙者が禁煙するための禁煙支援プログラムを普及する
- ・分煙を推進する

「かながわ健康プラン21」を県民健康づくり運動として推進する「かながわ健康プラン21推進会議」は、平成14年5月に「かながわ禁煙・分煙行動計画」を策定しました。この計画では、未成年者の喫煙対策として、正しい知識の習得、子どもに喫煙させない環境づくりは家庭から取り組み、地域、学校、職場、保健医療機関団体、地域団体、行政等が連携して支援するとし、かながわ健康プラン21推進会議を中心に推進しています。

■いじめ対策の推進

深刻化している「いじめ」問題への対応は、教育現場だけの問題ではなく、家庭や地域社会全体に関する問題であるという認識に立ち、県民全体で取り組んでいくことが求められています。

平成6年12月、県青少年総合対策本部長（知事）名で『「いじめ」対策緊急アピール』を発表しましたが、その内容は「いじめ」に対処するための取り組みを周知するだけでなく、人間の痛み、苦しみ、弱さなどを自覚し、思いやりや助け合いを学び、共に育っていくという人間らしさ、豊かさを求めた「ふれあい教育運動」をさらに推進するよう呼びかけるものでもありました。

県では、「いじめ」問題対策を全庁的に取り組む課題として、関係する部局が連携・協力して取り組みを進めています。平成8年2月に、総合的な推進を図るため青少年総合対策本部のもとにいじめ問題対策推進会議を設置し（平成11年度にいじめ・暴力行為問題対策推進会議に改称）、15年度は、①子どもたちの声を聞く②学校の中の体制を整える③県民運動として取り組むという3つの施策の柱で次のような取り組みを推進しています。

①子どもたちの声を聞く

- ・相談機関紹介カードの作成・配付：国公私立小・中学校・盲・ろう・養護学校の児童・生徒及び保護者に配付して相談機関の周知を図る。
- ・「電話相談カード」を作成し、県立高等学校全ての生徒に配付して相談機関の周知を図る。
- ・相談体制の充実：「いじめ110番」、「子ども・家庭110番」等の運営。

②学校の中の体制を整える

- ・いじめ等問題行動総合対策の推進：小学校3校・中学校6校・高等学校4校で実施
- ・スクールカウンセラーの派遣：中学校180校（横浜市・川崎市は除く、校区内の小学校にも対応）
高等学校20名（20の拠点校を中心に派遣、原則全校へ派遣）
県教育委員会にスーパーバイザー1名配置
- ・スクールライフアドバイザーの派遣：中学校40校、高等学校60校に派遣

③県民運動として取り組む

- ・いじめ・暴力行為等防止のための「地区啓発活動」の実施（県内10地区）

- ・子どもと親の相談員の配置：小学校 26 校に配置
- ・いじめ・暴力行為等防止のためミニフォーラムの開催
- ・教育課題の解決に向けた教育県民運動の展開
- ・「神奈川の教育を考える県民のつどい」の開催

■外国籍児童・生徒への取り組み

県教育委員会では、外国籍児童・生徒が共に学び、共に生きることができるよう次の取り組みを行っています。

○国際教室の設置

日本語指導が必要な児童・生徒が5名以上在籍している学校に専任教員を配置して、日本語指導や適応指導などを個別に行う国際教室を設置

＜平成 15 年度＞ 小学校 75 校 中学校 39 校 計 114 校

○教育相談員派遣補助の実施

母語が堪能で教育相談や翻訳・通訳などを行う相談員を学校へ派遣する市町村への支援

○国際教室担当者連絡協議会の開催

専任教員を対象に、講演、研究発表、研究協議、情報交換の実施

○日本語指導法研修講座

日本語指導法や外国籍児童・生徒の直面する課題解決に向けた教員研修の実施

○教育相談窓口の設置

教育相談センター（亀井野庁舎）では、外国籍児童・生徒・保護者の教育相談や情報提供を実施

■暴力行為等の防止対策の推進

県教育委員会では、平成16年度の暴力行為等の防止対策を次のような事業を中心として推進しています。

①いじめ・暴力行為等防止運動推進会議の設置

教育委員会、公立小・中・高等学校長会、PTA、警察などから組織されており、各学校が行う児童・生徒及び家庭への啓発活動などの取り組みを支援するため、情報交換や情報提供をしたり、「いじめ・暴力行為等防止キャンペーン」の実施に向けての検討などを行っています。

②児童・生徒指導強化週間の設定

7月上旬の1週間を「第1期児童・生徒指導強化週間」と位置づけ、各校において教職員と保護者が中心となり、地域の方々と連携しながら子どもたちに声をかけるマナーアップ運動や、児童・生徒が中心となっていじめ・暴力行為等の防止・根絶に向けた話し合い等を実施します。

11月にも「第2期児童・生徒指導強化週間」を設定しマナーアップ運動を実施するとともに、これまで行ってきたいじめや暴力行為等の防止に向けた取り組みについて、評価・反省を行います。

③「地区啓発運動」の開催

各地区において、「児童・生徒が語り合う集い」や「いじめ・暴力行為等防止のためのミニフォーラム」等、いじめ・暴力行為等の防止に向けた啓発活動を行います。

④中・高連携生徒指導連絡会議の開催

暴力行為等をはじめとする問題行動の未然防止や早期解決を図るため、県内10地区において中・高等学校の生徒指導担当者が情報交換や研究協議を行います。

■性教育

児童・生徒の性にかかわる諸問題については、中学生・高校生の性の逸脱行為、望まない妊娠、性感染症の増加等、年々深刻化しています。

そのため学校・家庭・地域において、科学的知識の習得や、生命の尊さ・思いやり・自立心等をはぐくみ、豊かな人間形成をめざす性教育やエイズ教育がますます重要となっています。

県教育委員会では、指導力の向上や家庭教育との連携を図るため、教職員・保護者を対象として性教育講演会並びに健康教育研修会において、性・エイズ教育分科会を開催しています。また、高校生のエイズに関しての意識啓発を図るため、高校生エイズフォーラムを実施しています。

■性感染症の予防

県では、青少年等に正しい性と性感染症（エイズを含む）についての知識の普及を図ることを目的として、中・高校生等を対象に「青少年エイズ・性感染症予防のための講演会」を開催しています。（平成15年度107回開催、1万9,880人受講）

また、年3回「かながわレッドリボン月間」を設け普及・啓発活動を展開するとともに、こうした活動の成果として毎年レッドリボンの普及・啓発活動に顕著な功績を挙げた団体・個人に「かながわレッドリボン賞」を贈呈しています。

さらに、12月1日の世界エイズデーを中心に保健所を設置する4市と共催して「世界エイズデーかながわ」として様々なイベントを開催し、エイズの正しい理解を呼びかけています。

■食の指導の充実

児童・生徒の食生活の乱れや食行動の多様化が栄養バランスを欠き、肥満傾向の増加・生活習慣病の低年齢化等、「食」に起因する新たな健康課題としてクローズアップされています。

県では、児童・生徒に望ましい食習慣の形成と実践的な態度を育成するため、推進体制の充実や指導者研修の充実に向けて、推進体系を策定しました。

①推進体制の充実では、教育庁内の関係各課の役割の明確化と充実、推進について検討していく「庁内会議」を設置、②指導者研修の充実では、学校長を対象とした「食に関する指導研究会」と教員や学校栄養職員を対象とした各種研修会を開催し、食に関する指導の充実を図っています。

また、食に関する指導を学校の教育活動全体で効果的に推進するために、関連する教

科指導はもとより、学校栄養職員等の専門性の活用を図った指導法の工夫など、食に関する指導の充実に向けた研修会を実施しています。

■暴走族対策

平成16年中、暴走行為等により検挙した暴走族は、延べ2,695人にのぼっています。

警察では、集団暴走に対する取締りや事件捜査のほか、県民総ぐるみで暴走族を追放するため、平成16年4月に「神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例」が施行されたことから、関係機関・団体等と連携し、暴走族を許さない社会環境づくりを図るとともに、暴走族への加入防止及び暴走族からの離脱対策を強化しています。

具体的には、

中学・高校生等に対する加入阻止教室の開催

地域で行われる各種行事等への参加による暴走族追放キャンペーンの実施

関係団体が実施している暴走族追放運動に協力し、講演等の実施

暴走族相談員による加入防止・離脱促進に関する相談・支援活動の実施

などを推進しています。

しかしながら、暴走族構成員数や走行回数は減少傾向にあるものの、暴走族の活動は、広域化・凶悪化しており、暴走族が出身中学校単位で世代交代を繰り返している現状を踏まえ、今後とも徹底した取締りを行っていくとともに、学校・地域・職場等と連携した加入阻止・離脱対策の推進と合わせ、暴走族追放に向け、より一層の社会環境の醸成を図っていきます。

▼暴走族加入阻止教室事業

暴走族追放県民運動では、例年6月の追放強化月間をはじめ、年間を通じて、暴走族の追放を呼びかけてきましたが、なかなか暴走族の追放に至らないという実状があります。そこで、暴走族が、出身中学校単位で世代交代を繰り返していることなどから、平成14年度から、暴走族予備軍となりがちな中高生相当の年齢層の少年を主な対象として、暴走族加入阻止教室事業を展開しています。この事業では、県内の中学・高等学校等に民間ボランティアの暴走族対策地域指導員・地域リーダーを派遣し、「君ならどうする～中高生のための交通安全教室」として実施しています。

■安全への取り組み

▼交通事故防止

平成15年度神奈川県交通安全実施計画に基づき、関係機関・団体との連携を密にして生涯にわたる交通安全教育を家庭、学校、職場、地域等のそれぞれの場において、計画的に推進したほか、「交通安全ひとこえ運動」、「二輪車交通事故防止運動」、「違法駐車追放運動」などの年間運動を展開しました。

▼二輪車の交通事故防止対策事業

死亡事故のうち、二輪車事故による死者数の割合は全体の30%を占め、特に若年ライダーによる事故死が多いことから、県では二輪車の交通事故防止を重点対策として、次

のような事業を行っています。

○二輪車事故防止運動の推進

平成15年度は「無謀運転の防止」、「ヘルメットの正しい着用」、を重点に二輪車利用者、特に若者の交通安全意識の高揚を図るため、二輪車事故の防止運動を実施しました。また、6月を「暴走族追放強化月間・二輪車交通事故防止強化月間」とし、ポスターなどを作成するとともに、テレビ・ラジオのスポット放送などを通じて、広報啓発に努めました。

○交通安全ポスターコンクールの実施

県民一人ひとりの交通安全意識を高めていただくことを目的として、小・中学生、高校生を中心に交通安全をテーマとした、交通安全ポスターを募集し、コンクールを実施しました。

○神奈川県青少年交通安全連絡協議会（青安連）の育成

昭和57年9月にガソリンスタンド、飲食店、ピザ等宅配店舗等の小規模事業所で働く青少年運転者を対象に、交通事故防止を目的に設置された組織です。県内の各警察署（横浜水上警察署を除く）を単位に52地区の青安連が結成され、平成16年3月末現在、30業種557団体、1万1,233事業所で、加入事業所の事業主による二輪車安全運転講習など若者たちの安全運転や交通安全運動への事業を展開しています。

▼二輪車安全運転講習

平成16年中に神奈川県内で二輪車乗車中に交通事故で亡くなった人は82人で、本県の交通事故死者全体の約30%を占めています。

また、二輪車乗車中の死者の約28%は、25歳未満の若年者で占められています。これら二輪車事故の特徴は、速度超過、信号無視などのいわゆる悪質・危険な運転によるものや運転技術の未熟等、運転者自身に起因するものが多くなっています。

このため警察では、高校生を含むヤングライダーを重点に安全運転の基本的知識と技術の習得をねらいとして、県内各警察署（横浜水上警察署を除く）の主催により安全運転講習を行い、平成15年度は200回開催し延べ4,654人が受講しています。

講習は、講義1時間、実技2時間の合計3時間を基準とし、講義は安全運転理論などの講話と映画を主体とした「心」の教育、実技は、乗車姿勢、コーナリング、交差点の通過方法等、二輪車の事故防止に対応できる「技」の習得を目的とした内容で行っています。また、新たに二輪車を購入した人を対象とした実技中心の講習も行っています。

実技の指導は、女性白バイ隊員（ホワイト・エンジェルス）、交通事故防止対策隊、交通機動隊の白バイ隊員及び二輪車安全運転推進委員会の認定を受けた二輪車指導員が行います。

■若年者就労支援

県では平成16年4月、横浜駅西口に「かながわ若者就職支援センター」を開所し、就職を希望する概ね34歳までの若者を対象に、様々な就業支援サービスを提供しております。具体的には、常駐カウンセラーによる個別キャリアカウンセリングや職業適性診断、就職情報・職業訓練情報の提供などです。

また同センターでは、高校生を対象とした出前授業、職場見学会を開催するなど、早期の職業観の醸成にも努めています。

さらに、県の若年者の就労を支援する事業としては、女子学生のための就職活動支援セミナーや国（神奈川県労働局）と連携して行う合同面接会、就職を希望している若年者と人材を求めている企業との出会いの場を提供する就業体験研修などを行っています。

▼若年者の職業能力開発

若年者を対象とした県の職業能力開発としては、県立産業技術短期大学校において、実践的な技術者の養成を目的とした高度職業訓練を行っているほか、県立高等職業技術校等において、職業に就くために必要な知識、技術および技能の習得を目的とした普通職業訓練を実施しています。

特に、平成16年度からは若年未就業者やフリーター等の増加に対応し、若年者が就職に結びつく実践的な職業能力を身に付けられるよう、座学を中心とした施設内での訓練と企業実習を組み合わせた「デュアルシステム訓練」を実施しています。

■不登校対策の推進

▼不登校の教育相談

県教育委員会では、不登校に関する教育相談を実施しています。

①教育相談の充実

教育相談の充実を図るため、総合教育センター（教育相談センター）に臨床心理士等の資格を有する教育心理相談員を配置し、児童・生徒の教育相談・就学指導（相談）や学校コンサルテーションを実施しています。

また、不登校教育相談の児童・生徒を対象に、小グループによる活動（Ｙ・Ｙ活動）をととして教育的・心理的支援を行うとともに、社会体験の機会を提供しています。

②教育相談研修（人材育成・養護教諭人材育成）大学派遣事業の実施

平成16年度は、19名（小学校教員5名、中学校教員10名、養護教諭4名）を横浜国立大学に1年間派遣しています。大学では、主に教育相談、保健分野に関する専門的な知識・技術の習得を図り、地区や学校で不登校などの児童・生徒への的確な支援・指導の中心的役割を果たす教員を養成しています。

▼地域ぐるみのサポートネットワークの整備

不登校問題が憂慮すべき状況にあることを踏まえ、平成15年度から、不登校児童・生徒の早期発見・早期対応など、より一層きめ細かな支援を行うため、家庭への訪問指導など多様な支援を行う地域センター（23か所）と県内全域の取り組みを支援する広域センター（県立総合教育センター）を設置し、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備に係る実践的な調査研究を行っています。主な調査研究内容は次のとおりです。

地域ネットワーク（単独または複数市町村等）	広域ネットワーク（県）
地域スクーリング・サポート・センター（23地域） （市町村の教育センター、教育支援センター等）	広域スクーリング・サポート・センター （県立総合教育センター）
○効果的な訪問指導のあり方 ○保護者への支援のあり方 ○外部人材との連携・協力のあり方 ○体験活動プログラムのあり方	○ＩＴの有効活用のあり方 ○外部人材との連携・協力のあり方 ○学校支援に向けた研修のあり方と地域への普及

▼足柄ふれあいの村における長期宿泊体験活動事業

豊かな自然の中で様々な体験活動を行うことで、学校を休みがちな子どもたちが、生き生きとした日常生活を送るための動機付け、学校復帰等へつなげていくことをめざして、4泊5日を中心とした宿泊体験活動事業（名称：森のきんたろうキャンプ）を実施しています。指導員やボランティア等のスタッフが子どもたちを支援するほか、臨床心理士等によるカウンセリング、また保護者を対象とした教育相談も行っています。

■不登校・ひきこもり等への対応

増加傾向にある不登校・ひきこもり等への対応として、青少年課と青少年センターが、ボランティア団体と協働で実施する「ひきこもり青少年支援の協働ネットワーク事業」（99ページ参照）やフリースクール等のNPOネットワーク会議などの事業に取り組んでいます。

また、平成14年度に、県内のフリースペース、フリースクール、親の会など、青少年の居場所づくりに関わる団体へ、活動の概要について調査をした結果、多くの団体が「スタッフの絶対数の不足」や「運営資金の問題」を課題としてあげていることを受け、平成16年度は、青少年センターに「青少年サポートプラザ」を立ち上げるとともに、「フリースクール等事業費補助金」を創設しました。

▼「不登校・ひきこもり」等の青少年を地域で支える懇談会

不登校、ひきこもり、非行といった問題を抱える青少年を地域で支えるため、各地域で青少年を支えている多様な人材、NPO、教育関係機関、相談機関等が意見交換や情報交換を通じて、的確な状況認識と理解を促進し、顔の見える関係をつくる懇談会を、平成16年度から青少年課と各地区行政センターが主体となって実施しています。

この事業は、平成14・15年度に実施しました「子ども・家庭」県民議論ミニ集会の事業成果を引き継いだもので、平成16年度は県内7地域で開催します。

■青少年サポートプラザ

不登校、ひきこもりや非行など青少年の多様な問題への、きめ細やかな対応が必要になっています。

平成16年4月、青少年施策を総合的に展開する拠点「県立青少年センター」に青少年総合研修センターを統合し、新たに「青少年サポートプラザ」を開設して、不登校、ひきこもりや非行などの相談や、こうした問題に取り組むNPOへの支援などを行っています。

▼青少年相談

○相談窓口の開設

不登校、ひきこもりや非行などで悩んでいる青少年や家族などからの相談に応じるとともに、複雑、困難な相談は、専門職を加えた検討会を実施して対応しています。

（相談の状況などは、87ページ参照）

○合同研修会

NPOや行政の相談機関のメンバーを対象とした研修会を開催しています。

▼フリースペースや親の会などのNPOへの支援

○情報の提供

関連図書・資料やNPO活動の情報を閲覧したり、インターネット検索ができるパソコンを設置した情報コーナーを開設するとともに、NPOの活動相談に応じています。

○NPO活動に必要な場や機器の提供

NPOが打合せや活動などに利用できる、オープンスペースや活動室、軽印刷機などを利用できる場を提供しています。

○NPOスタッフ研修会

NPOのスタッフを対象に、より効果的に活動を展開したり組織の運営を行っていく知識を学ぶとともに、日ごろの対応方法や悩みを互いに話し合える研修会を開催しています。

○ボランティア体験講座

NPOの活動を支えるボランティアの養成講座を開催するとともに、ボランティア情報の提供などNPOとボランティアの橋渡しを行っています。

▼啓発・研究

○交流集会

不登校やひきこもりなどに悩む青少年や家族を地域ぐるみで支えるために、各方面で青少年に関わっている方々を対象に、講演会・パネルディスカッションなどを開催しています。

○情報紙の発行

多様化する青少年問題を、時々に応じた企画内容で構成して、青少年の支援、指導や育成にあたる方々に提供しています。

- ・発行：年4回（各回1万5千部）

- ・特集テーマ

- №21「子どもを大人にするために何をすべきか？」（平成15年6月発行）

- №22「新しいメディアが青少年に及ぼす影響」（平成15年9月発行）

- №23「青少年の心の発達と食生活」（平成15年12月発行）

- №24「青少年と環境教育－環境教育とは何か－」（平成16年3月発行）

- №25「個性の重荷にあえぐ若者たち」

- 「ひきこもりと心の成長」（平成16年8月発行）

- №26「ことばで心が分かるか－若者ことばと新方言－」

- 「ひきこもりと家族」（平成16年11月発行）

○ガイドブックの発行

平成15年度は、フリースペースなどの不登校やひきこもりの青少年をサポートする場や組織に関する情報や特色ある取り組み内容をまとめた「かながわ青少年サポートガイド」を作成し配布しました。

平成16年度は、ひきこもりの青少年や家族などの方々に役立つ知識や情報をまとめたパンフレットを作成します。

[かながわ青少年サポートガイドの主な内容]

- ・不登校・ひきこもりの青少年を支える新しい地域社会を目指して

- ～知っておきたい現状と課題～

- ・かながわ居場所マップ

- ・NPOなどの概要と活動の紹介

- ・特色あるNPOの活動紹介

- ・青少年関係相談機関などの一覧

■神奈川県青少年関係相談機関連携会議

青少年問題は、非行の凶悪化や低年齢化、いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待や精神保健分野での対応など、複雑かつ多様化しており、これらの問題に適切な対応を図るためには、専門的知識を持つ相談機関の緊密な連携が不可欠です。そこで青少年総合対策本部は、平成13年4月から県の福祉部、衛生部、教育庁、警察本部の各相談関係機関等による神奈川県青少年関係相談機関連携会議を設立しました。

平成16年7月に、長崎県で発生した重大事件等を議題とし幹事会を開催、また、1月には相談機関相互の連携の強化や情報交換を目的とし研修会を開催しました。

■青少年相談

▼青少年サポートプラザの活動

○相談の受付

- ・受付日時：県立青少年センターの休館日（月曜日、年末年始）を除く
午前9時～12時、午後1時～4時
- ・電話相談：045－242－8201（相談専用の直通電話）
- ・面接相談：相談専用の直通電話で、相談内容を話して面接日時を予約します。

○相談の状況

平成16年4月30日から11月30日まで実質176日間の相談件数は、電話相談が延べ867件、面接相談は延べ177件（実件数は83件）でした。

表Ⅱ－1－3 電話相談の内訳（延件数）

電話をかけてきた人

	延件数	比 率
本 人	242	27.9%
父	47	5.4%
母	498	57.4%
その他	80	9.2%
計	867	

相談対象の学識

	延件数	比 率
小学生	52	6.0%
中学生	139	16.0%
高校生	158	18.2%
専門学校生	8	0.9%
大学生	19	2.2%
有 職	77	8.9%
無 職	407	46.9%
不 明	7	0.8%
計	867	

相談の内容

	延件数	比 率
ひきこもり	266	30.7%
不 登 校	162	18.7%
非 行	47	5.4%
い じ め	12	1.4%
精 神 保 健	144	16.6%
仕 事 関 係	37	4.3%
学 校 関 係	37	4.3%
対 人 関 係	34	3.9%
家 庭 問 題	73	8.4%
発達障害等	26	3.0%
犯 罪 被 害	6	0.7%
そ の 他	23	2.7%
計	867	

＊比率は、小数点以下第二位を四捨五入しているので計が100%にならない場合があります。

資料出所：県立青少年センター

表Ⅱ-1-4 面接相談の内訳（実件数）

面接に來所した人		
	実件数	比 率
本 人	18	21.7%
父	10	12.0%
母	41	49.4%
父 母	11	13.3%
他の親族等	3	3.6%
計	83	

相談対象の学識		
	実件数	比 率
小学生	4	4.8%
中学生	20	24.1%
高校生	22	26.5%
専門学校生	2	2.4%
大学生	0	0.0%
有 職	0	0.0%
無 職	35	42.2%
計	83	

相談の内容		
	実件数	比 率
ひきこもり	27	32.5%
不 登 校	26	31.3%
非 行	9	10.8%
精 神 保 健	7	8.4%
仕 事 関 係	2	2.4%
学 校 関 係	3	3.6%
対 人 関 係	2	2.4%
家 庭 問 題	5	6.0%
発達障害等	2	2.4%
計	83	

＊比率は、小数点以下第二位を四捨五入しているので計が100%にならない場合があります。

資料出所：県立青少年センター

▼青少年相談センターの活動

県内の17市1町に19か所設置されている青少年相談センターでは、関係機関や地域の青少年補導員と連携して、青少年の身上問題、非行、子育ての悩み等に関する青少年相談を行い、助言・援助・指導を行うほか、非行防止のためのよりよい環境をつくるために社会環境健全化活動も行っています。

平成15年度の活動状況は、青少年相談受理件数が9,441件で、このうち、男子は5,713件（60.5%）、女子は3,728件（39.5%）で、前年度の8,717件に比べ724件（8.3%）増加しました。相談内訳別では、「不登校」が最も多く、「学校生活」、「家族関係」、「学業・進路・進学」と続いています。相談対象の年齢は、「10歳未満」（20.0%）が最も多く、次いで「14歳」（15.3%）、「17歳」（11.1%）となっています。

また、街頭補導は13,360人で、男子は8,546人（64.0%）、女子は4,814人（36.0%）で、前年度の13,215人に比べ145人（1.1%）増加しました。

表Ⅱ－1－5 相談受理状況

相談内容別	(件)		相談対象者年齢別	(件)	
	平成14年度	平成15年度		平成14年度	平成15年度
不登校	2,568 (1,199)	2,772 (1,345)	20歳以上	928 (381)	722 (303)
学校生活	1,591 (658)	2,163 (826)	19歳	230 (88)	129 (70)
家族関係	842 (372)	861 (383)	18歳	252 (109)	229 (95)
学業・進路・進学	596 (209)	400 (128)	17歳	617 (154)	1,049 (213)
神経精神問題	435 (193)	986 (202)	16歳	783 (213)	695 (298)
不良交友	343 (123)	126 (33)	15歳	959 (499)	641 (319)
対人関係	344 (165)	325 (159)	14歳	1,129 (599)	1,442 (627)
いじめ	167 (83)	185 (58)	13歳	1,094 (414)	896 (265)
性の悩み	143 (13)	109 (9)	12歳	439 (145)	531 (292)
家出・浮浪・無断外泊	134 (69)	143 (120)	11歳	430 (216)	580 (318)
犯罪・触法行為	133 (36)	157 (46)	10歳	514 (217)	640 (265)
男女交際	84 (56)	82 (47)	10歳未満	1,342 (483)	1,887 (663)
家庭内暴力	78 (10)	75 (9)	計	8,717 (3,518)	9,441 (3,728)
シンナー等薬物乱用	22 (16)	12 (4)			
その他	1,237 (316)	1,045 (359)			
計	8,717 (3,518)	9,441 (3,728)			

(注) () 内は女子で内数

資料出所：青少年課

青少年に関する相談体制の充実

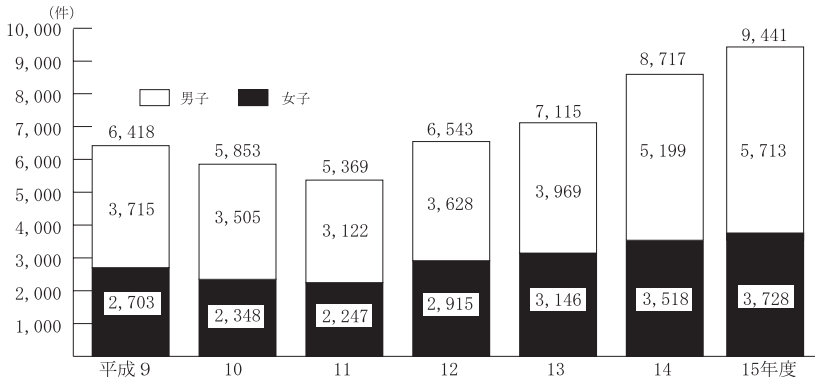
表Ⅱ-1-6 青少年相談センター一覧

(平成16年 12月1日現在)

名 称	所 在 地	相談専用電話
横浜市青少年相談センター	〒231-0028 横浜市中区翁町2-9-7	045(681)5461
川崎市青少年相談室	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所内	044(739)8080
横須賀市青少年相談センター	〒238-0041 横須賀市本町2-1 総合福祉会館4階	046(823)3152
平塚市青少年相談室	〒254-0045 平塚市見附町15-1 平塚市民センター2階	0463(34)7311
鎌倉市教育センター	〒248-0012 鎌倉市御成町18-35	0467(24)3386
藤沢市青少年相談センター	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所内	0466(22)1126
小田原市青少年相談センター	〒250-0045 小田原市城山4-2-11	0465(23)1481
茅ヶ崎市青少年教育相談室	〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂3-5-37 市立青少年会館内	0467(86)9963
相模原市立青少年相談センター	〒229-0039 相模原市中央3-13-13	042(752)1658
〃 南室	〒228-0803 相模原市相模大野5-31-1 市南合同庁舎3階	042(749)2177
秦野市青少年相談室	〒257-0042 秦野市寿町1-10	0463(82)5273
厚木市青少年教育相談センター	〒243-0018 厚木市中町3-16-8 武藤ビル4階	046(221)8080
大和市青少年相談室	〒242-0021 大和市中央1-5-14 大和市青少年センター内	046(261)7830
伊勢原市青少年相談室	〒259-1142 伊勢原市田中316-1 伊勢原市青少年センター内	0463(94)1030
海老名市青少年相談センター	〒243-0434 海老名市上郷476-2 海老名市中央公民館2階	046(234)8700
座間市青少年相談室	〒228-0023 座間市立野台1-1-4 座間市立青少年センター内	046(256)0907
南足柄市青少年育成センター	〒250-0192 南足柄市関本440 南足柄市役所内	0465(72)1329
綾瀬市青少年相談室	〒252-1192 綾瀬市早川550	0467(77)7830
湯河原町青少年相談室	〒259-0303 足柄下郡湯河原町城堀57	0465(63)6300

資料出所：青少年課

図Ⅱ－１－１ 青少年相談センターの相談受理状況の推移



資料出所：青少年課

▼神奈川県警察少年相談・保護センターの活動

警察本部少年育成課の少年相談・保護センターでは、非行問題や犯罪被害等に悩む保護者や少年自身からの相談に応じています。相談は、専門の少年相談員が受けています。

<受付時間>

平日（月～金曜日）8時30分～17時
土、日、祝日、夜間は留守番電話

<電 話>

- ・代 表 045-211-1212
(内線3104～3106)
- ・ユース・テレホン・コーナー
045-641-0045
- ・相談電話（フリーダイヤル）
0120-457867
- ・留守番電話 045-641-0045
- ・F A X 045-641-1975

表Ⅱ－１－７ 相談者別新規受理件数

区 分	平成16年中	平成15年中	増 減	増減比(%)
受理総数	4,756	4,954	-198	-4.0
保護者等	3,752	3,969	-217	-5.5
少年自身	1,004	985	19	1.9

資料出所：県警少年育成課

表Ⅱ－１－８ 相談内容別新規受理件数

区 分	平成16年中	平成15年中	増 減	増減率(%)
受 理 総 数	4,756	4,954	-198	-4.0
非 行 問 題	2,001	2,103	-102	-4.9
不良交友	642	644	-2	-0.3
窃 盗	224	254	-30	-11.8
深夜はいかい	227	286	-59	-20.6
無断外泊	182	240	-58	-24.2
暴力行為	102	102	0	0.0
薬物乱用	97	54	43	79.6
その他	527	523	4	0.8
学 校 問 題	476	458	18	3.9
進路進学	129	113	16	14.2
不登校	82	107	-25	-23.4
いじめ被害	32	31	1	3.2
その他	233	207	26	12.6
家 庭 問 題	442	488	-46	-9.4
家庭内暴力	136	149	-13	-8.7
家庭不和	58	77	-19	-24.7
しつけ	60	60	0	0.0
その他	188	202	-14	-6.9
家 交 友 問 題	346	415	-69	-16.6
異性交交友	265	294	-29	-9.9
友人関係	140	177	-37	-20.9
その他	80	88	-8	-9.1
健康 問 題	45	29	16	55.2
精神保健	163	187	-24	-12.8
性	110	132	-22	-16.7
その他	20	31	-11	-35.5
被 害 問 題	33	24	9	37.5
刑法犯被害	698	723	-25	-3.5
強制わいせつ	178	155	23	14.8
傷害	86	69	17	24.6
その他	55	43	12	27.9
いじめ被害	37	43	-6	-14.0
福祉犯被害	114	154	-40	-26.0
福 祉 犯 被害 例	131	125	6	4.8
児童虐待	61	42	19	45.2
児童買春	33	60	-27	-45.0
その他	37	23	14	60.9
児童虐待	53	41	12	29.3
その他	222	248	-26	-10.5
恐 喝	50	52	-2	-3.8
暴 行	47	70	-23	-32.9
その他	125	126	-1	-0.8
暴 行	365	286	79	27.6
その他	57	54	3	5.6
その他	308	232	76	32.8

▼教育相談

○県立総合教育センター（教育相談センター）における教育相談

平成14年4月、県立総合教育センターの設置により、教育相談の機能や取り組みが統合整備され、県の教育相談センターとして、相談・研修・研究の総合的展開が可能となり、教育相談の専門性と学校や地域への支援機能が一層強化されました。

教育相談センターでは、幼児・児童・生徒及びその保護者、教員等が抱える教育上の課題や悩みに対応するため、当センターをはじめ、教育庁教育相談室、かながわ県民センター及び川崎県民センター、各地区行政センターの県民の声・相談室に教育相談窓口を設けています。（県内10か所）

相談内容としては、子育てやしつけなどの家庭生活に関する相談、不登校やいじめ、進路、転編入学などの学校生活に関する相談、従来の障害児やLD（学習障害）、AD／HD（注意欠陥／多動性障害）などのため特別な支援を必要とする児童・生徒の養育、教育、就学に関する相談、子どもの教育的支援や校内の教育相談体制づくりに関する相談などです。

相談方法としては、心理・教育等の専門スタッフによる電話相談・来所相談のほか、留守番電話、FAX、Eメールによる相談も受け付けています。また、学校を訪問して行う要請訪問相談や市町村に医師や心理判定員を派遣する就学相談（特別巡回相談）、特別な支援を必要とする児童・生徒に関するグループ相談などを行っています。

電話相談では、「総合教育相談」「発達教育相談」「いじめ110番」などの相談専用の回線を開設し、平日昼間だけでなく、平日夜間、土・日・祝日の相談にも応じています。また、平日だけでなく第二・四土曜日の来所相談を行うことで、相談体制の充実を図っています。

教育相談センターでは、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、相談者に対するカウンセリングだけではなく、アセスメントや教職員に対する専門的なコンサルテーションなど多様な手法を組み合わせたり、必要に応じて他の専門機関と連携しながら、専門性のあるスタッフがチームをつくるなどして効果的な相談を実施しています。

○平成15年度の教育相談状況

平成15年度の県立総合教育センターにおける相談状況は、表Ⅱ－１－９及び図Ⅱ－１－２のとおりです。相談件数全体は1万6,718件で、前年の1万5,719件よりも999件（6.4%）増加しています。相談内容でみると、多動性や衝動性、不注意、コミュニケーション、非行などの「行動」に関する相談が3,673件（22.0%）で最も多く、次いで「不登校・ひきこもり」に関する相談が2,320件（13.9%）、「転入学・編入学」に関する相談が2,093件（12.5%）、「進路」に関する相談が1,770件（10.6%）となっています。

特に今日的な教育課題である不登校やいじめについては、前年と比べると、「不登校・ひきこもり」に関する相談は351件（17.8%）の増加、「いじめ」に関する相談は108件（△14.9%）の減少となっています。また、「転入学・編入学」に関する相談は321件（18.1%）の増加となっています。

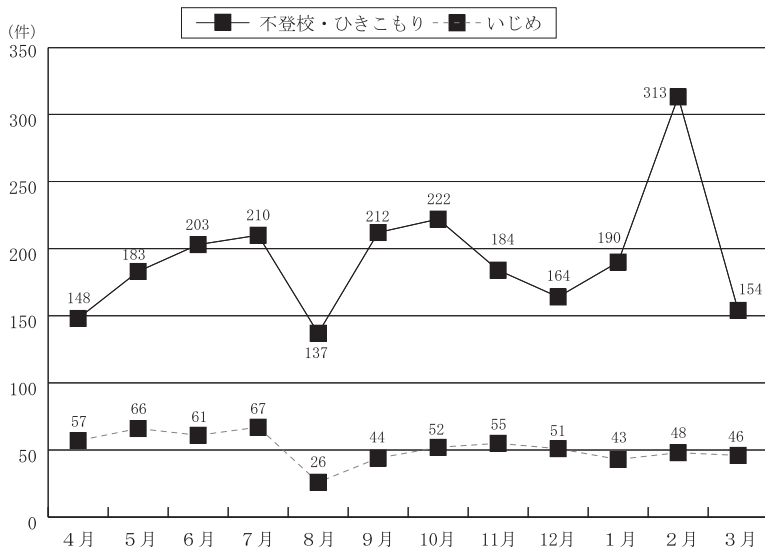
表Ⅱ－１－９ 教育相談の実施状況

(件)

相 談 内 容	相談件数(構成比)		相 談 方 法 別					
			電 話	来 所	(事例数)	訪 問	Eメール	FAX その他
家 庭	1,000	6.0%	965	0		0	34	1
生 活	1,237	7.4%	55	814	(84)	368	0	0
学 習	1,266	7.6%	316	680	(70)	262	8	0
言 語	87	0.5%	37	36	(2)	14	0	0
運 動 機 能	13	0.1%	8	0		5	0	0
行 動	3,673	22.0%	793	2,202	(253)	601	76	1
い じ め	616	3.7%	489	97	(25)	0	29	1
不登校・ひきこもり	2,320	13.9%	558	1,684	(174)	57	20	1
進 路	1,770	10.6%	1,132	582	(249)	17	24	15
転入学・編入学	2,093	12.5%	1,792	258	(258)	－	39	4
海外教育・留学	279	1.7%	247	0		－	31	1
教 育 行 政	159	1.0%	143	0		－	15	1
学 校 ・ 教 師	672	4.0%	623	0		－	45	4
校内支援システム	183	1.1%	0	183	(183)	－	0	0
そ の 他	1,350	8.1%	731	506	(308)	26	85	2
合 計 件 数	16,718		7,889	7,042	(1,606)	1,350	406	31

資料出所：県立総合教育センター（平成 15 年度）

図Ⅱ－１－２ 月別不登校、いじめ相談件数



資料出所：県立総合教育センター（平成 15 年度）

▼思春期保健相談

思春期は、人間の一生の間で身体面及び精神面における発達の変化の大きい時期です。この時期における問題及び対応が将来の生活や健康に重大な影響を与えることから、思春期の男女を対象に思春期に特有の医学的問題、性に関する不安や悩み等に対する相談に応ずるとともに集団による指導を行い、思春期にある男女の心身の健全な成長と母性の健康保持増進を図るため、次の事業を実施しています。

○個別相談

思春期に特有の医学的問題及び思春期における不安や悩み等について、県保健福祉事務所で、電話及び面接により個別相談を実施しています。

表Ⅱ－１－１０ 思春期保健相談事業相談件数

	相談内容総件数	身体に関する件数	性に関する件数	妊娠	結婚	病気	友人のこと	家族のこと	学校のこと	その他
男	100	22	41	0	0	10	1	4	6	16
女	45	17	5	6	0	6	0	1	5	5
合計	145	39	46	6	0	16	1	5	11	21
%	100	26.9	31.7	4.1	0	11.0	0.7	3.5	7.6	14.5

資料出所：地域保健課（平成15年度）

○集団指導

県保健福祉事務所では、思春期における生理、心理、社会の各方面から健康的で豊かな人間性と社会性をもって性意識、行動を身につけるよう、参加しやすい日時、場所で講習会を開催しています。

表Ⅱ－１－１１ 集団指導の実施状況

保健福祉事務所	開催コース数	開催日数	参加者			
			思春期男女	保護者	その他	計
総数	65	70	3,485	1,170	664	5,319

資料出所：地域保健課（平成15年度）

▼青少年の精神保健相談

思春期は心身ともに大きな転換期であり、精神疾患が発生しやすい時期とされています。また、近年の社会生活環境の複雑化に伴い、不登校、ひきこもり、家庭内暴力、性の悩み、食異常の問題など、新たな青少年の心の問題が増加しています。

精神保健福祉センターでは、精神疾患やノイローゼではないかとの不安、ひきこもりや出社拒否などの社会不適応の問題などについて、電話による相談業務を行っています。そのうち来所相談が必要と判断した場合は、予約制で、福祉職などの専門家による相談を行っています。

平成15年度の電話相談における思春期（10～19歳）の相談は延べ332人（全体の8.4%）で、不登校・ひきこもり及びその他の学校不適応問題が思春期の24.7%を占めています。その他青少年の心の健康については、保健福祉事務所でも早期発見、早期治療を目的に、精神保健福祉相談、訪問指導を実施しています。

表Ⅱ-1-12 精神保健福祉センター思春期電話相談内容（10～19歳）

相 談 内 容	件 数
不登校・ひきこもり	82件
いじめ・非行	13
その他の学校不適応	11
家庭内暴力	13
薬物乱用問題	2
家庭内の問題	14
性についての悩み	16
摂食障害	8
不安	30
病気に関わる悩み	11
病気治療の問題	41
その他	91
計	332

資料出所：県精神保健福祉センター（平成15年度）

■児童の相談機能の充実

▼児童福祉

児童福祉法は、児童とその福祉に関する総合的基本法として昭和22年に制定されました。戦前の児童福祉は、その対象を要保護児童など特殊な一部児童に限定していたのに対して、現在の児童福祉法は、人間性や基本的人権の尊重に基づく新しい理念にたって、すべての児童をその対象として福祉を増進しようとしていることが特質であるといわれます。この法律による「児童」は、18歳未満の者をいい、福祉の内容は大別すると、①妊婦と乳幼児の保健、②要保護児童の保護、③児童の健全育成に分けられます。

保護者（親など）と一緒に、国・県・市町村は、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことになっています。

▼児童相談所

児童福祉行政の中核機関として、児童に関するさまざまな相談に応じられるよう県内10か所に児童相談所が設置されています。

ここでは、分野に応じた専門職員が配置され、相談、調査、診断、判定などを行い、児童や保護者に対して必要な援助や措置（施設への入所等）を行っています。また、県の5か所と横浜市の1か所の児童相談所には、電話により気軽に相談できるよう「こども・家庭110番」（中央）、「こどもテレホン相談室」（横須賀、小田原、相模原、厚木）、「電話児童相談室」（横浜市中央）を設けています。

なお、5か所の児童相談所（中央、厚木、相模原、横浜市中央及び川崎市中央）には一時保護所が付設されており、児童の緊急保護、行動観察、短期的な治療指導などを行っています。

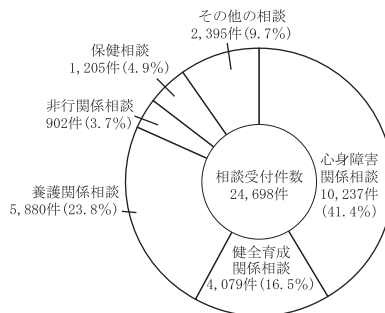
平成15年度の相談受付状況は次のとおりです。

図Ⅱ-1-3 児童相談所の所在地



資料出所：児童福祉課

図Ⅱ-1-4 児童相談所の相談受付状況



(注) 横浜市、川崎市を含む。

資料出所：児童福祉課（平成15年度）

各児童相談所では、不登校や情緒障害等の児童を対象に、兄または姉に相当する世代で理解と情熱を有する学生等（メンタルフレンド）を家庭に派遣し、児童とのふれあいを通して児童の健全育成を援助する「ふれあい心の友訪問援助事業」を実施しています。

表Ⅱ-1-13 メンタルフレンド登録状況

		(人)		
		学 生	社 会 人	合 計
男	性	25	6	31
女	性	75	26	101
合	計	100	32	132

表Ⅱ-1-14 平成15年度メンタルフレンド派遣状況

	小学生		中学生		高校生等		合 計		
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	計
児童数	9	18	12	30	9	6	30	54	84
延回数	142	244	203	334	65	73	410	651	1,061

資料出所：児童福祉課

▼児童虐待への対応

増え続ける児童虐待に対して、平成12年11月20日に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、虐待の定義や児童の福祉に職務上関係する者の責務等が明文化されました。

県では、児童虐待の専門相談機関である児童相談所に「虐待対応協力員」を配置し、また、平成13年からは中央児童相談所に「子ども家庭サポートチーム」を設置し、閉庁日の緊急相談、緊急保護に対応するほか、弁護士や医師の協力を得て、各児童相談所の虐待事例の解決に向けての助言や保護者へのカウンセリングを始めました。また、横浜市では「よこはま子ども虐待ホットライン」の開設や児童虐待対応チームの配置、川崎市でも「児童虐待緊急対応チーム」を設置するなど、児童相談所の相談体制の強化を図り虐待への迅速かつ適切な対応と予防に努めています。

このほかにも、各市区町村ごとに虐待防止のためのネットワーク会議などが組織され始めています。

▼家庭児童相談室

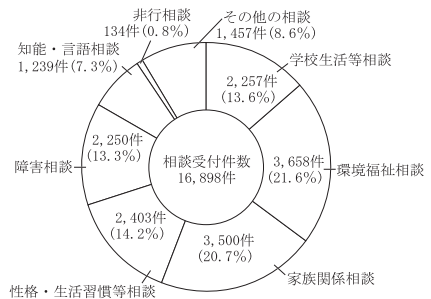
家庭での児童養育問題の相談を受けるため、県内19か所に（うち 17 か所は市が設置、2 か所は県が設置）家庭児童相談室が設置されています。相談室では、専門の家庭相談員などが児童の養育など、比較的軽易な問題の相談に応じ、指導を行っています。

図Ⅱ-1-5 家庭児童相談室の所在地



資料出所：児童福祉課

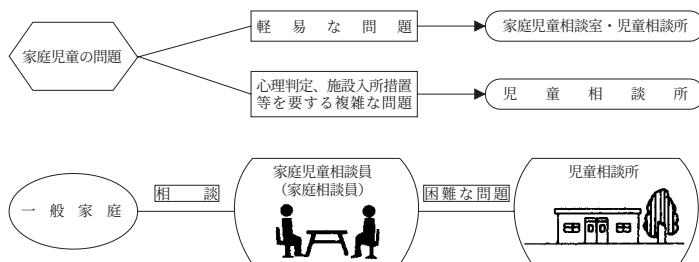
図Ⅱ-1-6 家庭児童相談件数



(注) 川崎市を含む。

資料出所：児童福祉課（平成15年度）

図Ⅱ-1-7 家庭児童相談室と児童相談所の関係



資料出所：児童福祉課

▼子ども人権相談室事業

子どもの人権を守るための「子ども人権審査委員会」を設置し、子どもの権利擁護にかかわる事案について、審査・助言・指導等を行っています。また、人権侵害等に関する子ども自身からの電話相談（子ども人権ホットライン）や、子どもの人権に関する資料作成、研修等により、普及啓発活動を行っています。さらには、児童福祉施設における子どもの最善の利益を確保するための指標となる基準を作成し、その基準に基づいて各児童福祉施設のサービス評価を行っています。

■児童・生徒のこころの健康づくり

最近の社会環境の複雑化等に伴い、こころの悩みや、こころの健康に問題をもつ児童・生徒が多くなっており、これら児童・生徒の状況を適切に把握し、速やかに対応することが重要になっています。

県教育委員会では、こころに問題をもつ児童・生徒への対応の充実を図るため、教職員と保護者を対象とした「こころの健康づくり講演会」と養護教諭が対象の「保健室相談活動研修会」を開催しています。

■施策協議・調査研究

▼「青少年の心を支える地域組織づくり」モデル事業

最近の青少年のさまざまな問題行動に対して適切な対応ができるように、青少年に関わる大人の資質の向上を図るとともに、県民の意識啓発や地域での連携のあり方を研究し、青少年の心を支えるしくみづくりにつなげるモデル事業を実施しています。

平成14・15年度は、横須賀市と共催で、不登校・ひきこもりをメインテーマに取り組み、その成果を報告書にまとめました。

平成16・17年度は、大和市と共催で、その地域性から非行問題を中心に取り組んでいます。この事業は、臨床心理の専門家をスーパーバイザーとして、青少年指導員、少年補導員、主任児童委員、保護司、生徒指導担当教諭、養護教諭、警察署少年係、保健所職員、児童相談所職員、青少年相談員、NPO等、青少年に関わりをもつ組織・機関のスタッフ20数名で構成されています。

平成16年度は、この構成メンバーを対象に、①思春期問題について、②現場からの報告（被害者支援者、警察、生徒指導担当、NPO）、③地域連携のあり方についてのセミナー及び意見交換を3回実施しました。

▼ひきこもり青少年支援の協働ネットワーク事業

かながわボランティア活動推進基金21（106ページ参照）の協働事業として、特定非営利活動法人楠の木学園から提案のあった内容を、楠の木学園、県青少年課・青少年センターが協力しあって取り組んでいます。

事業目的を「ひきこもり青少年やその家族がおかれている実態とこうした現象を引き起こす社会的要因等の把握と分析」「ひきこもり青少年の社会参加に向けた総合的・効果的な支援策の検討」「ひきこもり青少年への支援に向けた協働ネットワークの構築」の3点として三者が共有し、次のような事業を行っています。

- 県内のひきこもり青少年や関係団体等に関する総合的な調査研究の実施と分析
- ひきこもり青少年及びその家族のための支援システムの検討
- モデル支援事業として「相談室やひきこもり青少年等の試行的な交流の場」の開設
- 啓発普及事業として「フォーラム」の開催

▼神奈川県義務教育研究協議会

小・中学校の望ましいあり方と、当面する諸課題について研究協議するため、昭和54年度から義務教育研究協議会を設置しています。2年間同じ協議題で研究協議を進め、2年目には「協議のまとめ」が報告されています。

平成15・16年度は「一人ひとりの子どもに確かな学力を育成する学校教育のあり方」を協議題として、年間3回の協議会を開催しました。各協議会においては「子どもの学力の現状とつけさせたい力はいか〜新学習指導要領全面实施1年を過ぎて」「学び楽しさを充実させ、学習意欲を高めるには、どのような取り組みが必要か」「基礎・基本を確実に定着するためには、どのような取り組みが必要か」等の内容で研究協議を進め、平成15年度末に「中間報告」を作成し、各学校等へ配布しました。

▼神奈川県社会教育委員の会議

社会教育委員は、社会教育法に基づき、社会教育に関する諸計画を立案し、教育委員会の諮問に応じて意見を述べ、必要な研究調査を行うため、都道府県及び市町村に置かれています。そして、行政と民間の間において、社会教育に関する住民の意向や施設の運営等に意見を反映させるためのパイプ役として活動しています。

県社会教育委員の会議は、平成14年度から15年度にわたり「青少年の地域活動を支援する環境づくりに向けた社会教育行政の役割と課題」をテーマとして協議を行いました。

平成16年9月1日現在、本県では16人の委員が、市町村では452名の委員が委嘱されており、1市町村当たりの委員数は平均12人となっています。

▼神奈川県生涯学習審議会

平成2年7月に施行された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に基づき、生涯学習施策の総合的推進に関する重要事項を調査・審議するため、平成4年7月に学識経験者等20名で構成される神奈川県生涯学習審議会を設置しました。

平成14年度から15年度にわたり、「新しい県民ニーズに対応した生涯学習のあり方～『働きがい』を満たすための学習支援」をテーマに、専門部会を設置して検討を行いました。

■県の取り組み

▼青少年保護育成条例の施行

神奈川県青少年保護育成条例は、青少年を明るく正しく守り育てるために、社会環境を健全化し青少年の健全育成を阻害する行為を防止することを目的に、昭和30年1月に制定されました。この条例は、青少年を罰するものではなく、青少年をすべての大人が守り育てるため、大人が心がけなければならない最小限のことを定めたものです。

なお、テレホンクラブ等営業の増加に伴う青少年への悪影響が懸念されてきたことから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が改正され、テレホンクラブ等営業について同法で規制することになりましたので、平成13年12月、条例から関連条項の削除が行われました。また、これまで規定されていた有害図書類の区分陳列について、実効性を確保するための条例の一部改正が行われ、その陳列方法の明確化を図りました。(平成14年7月1日施行)

青少年の健やかな成長を援助するため、大人一人ひとりの自覚が求められています。

○条例の規定に基づく届出状況

条例により、「図書類・がん具類自動販売機」、テレホンクラブ等営業を利用するための「利用カード」について販売の届出が義務づけられています。

なお、条例に基づく届出状況は表Ⅱ－1－15のとおりです。

○「バタフライナイフ（通称）」の有害がん具類への指定

青少年によるバタフライナイフを使用した凶悪事件が相次いだことから、神奈川県青少年保護育成条例に基づき、「バタフライナイフ（通称）」を「生命または身体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの」として、有害がん具類に指定しました（平成10年3月13日神奈川県告示第176号）。これにより、バタフライナイフを少年に売ったり、貸したりする等の行為は禁止されています。

○「完全自殺マニュアル」の有害図書類への指定

未成年者の自殺現場で「完全自殺マニュアル（発行所：㈱太田出版）」が発見される事例が相次いだことから、神奈川県青少年保護育成条例に基づき、同書を「青少年の健全な育成を阻害するおそれがある」として、有害図書類に指定しました（平成11年10月22日神奈川県告示第872号）。これにより、同書を青少年に売ったり、貸したりする等の行為は禁止されています。

▼広報啓発

○八都県市青少年健全育成共同啓発事業

青少年の行動範囲は都県域を越えて広域化しており、また青少年を取り巻く問題も共通化していることから、平成16年度に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県および横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市の八都県市は、共同作成した共通ポスター、チラシにより、連携した啓発活動を行うとともに、「稀薄な人間関係社会の課題」をテーマに共同シンポジウムを川崎市中原市民館大ホールで11月に開催しました。

表Ⅱ-1-15 神奈川県青少年保護育成条例に基づく届出状況

市 町 村			利用カード 販 売 場 所	図書類等自 動販売機等	市 町 村			利用カード 販 売 場 所	図書類等自 動販売機等	
横 浜 市			361	238	足 柄 上	南 足 柄 市			2	9台
川 崎 市			103	68		中 井 町			0	6
横 須 賀 三 浦	横 須 賀 市		29	10		大 井 町			8	5
	鎌 倉 市		9	1		松 田 町			0	2
	逗 子 市		0	0		山 北 町			0	0
	三 浦 市		0	0		開 成 町			0	0
	葉 山 町		0	0	西 湘 津 久 井	小 田 原 市			19	29
県 央	相 模 原 市		81	63		箱 根 町			0	0
	厚 木 市		44	7		真 鶴 町			0	0
	大 和 市		67	36		湯 河 原 町			12	0
	海 老 名 市		27	29		城 山 町			0	0
	座 間 市		8	6		津 久 井 町			0	0
湘 南	綾 瀬 市		10	27	合 計	相 模 湖 町			0	3
	愛 川 町		5	7		藤 野 町			0	0
	清 川 村		0	0		合 計			913	628
	平 塚 市		49	17						
	藤 沢 市		36	19						
南	茅ヶ崎 市		9	8						
	秦 野 市		13	23						
	伊 勢 原 市		19	5						
	寒 川 町		1	10						
	大 磯 町		0	0						
二 宮 町		1	0							

資料出所：青少年課（平成16年3月31日現在）

○啓発パネルの貸し出し

青少年保護育成条例の解説、青少年の非行の実態、地域活動の進め方などをわかりやすく表現した青少年の健全育成啓発パネルを、年間を通じ青少年関係機関等に貸し出しを行っており、地域の健全育成啓発活動に活用されています。

▼青少年健全育成シンポジウム

インターネットや携帯電話の爆発的な普及など高度情報化が進むに伴い、「出会い系サイト」にからむ、「援助交際」という名の売買春が問題となり、一部には、傷害や殺人事件にまで発展するケースもあることから、青少年を取り巻く情報メディアの現状と問題点について考え、その改善に向けて取り組むきっかけとなるようシンポジウムを開催しました。平成15年度は、11月22日に基調講演「子どもを取り巻く有害環境とネット社会での対応策」やパネルディスカッション「希薄な人間関係とネット社会～出会い系サイトなどを取り巻く課題～」の内容で開催されました。

■県民運動への支援

▼社会環境健全化推進街頭キャンペーンの実施

情報化社会の著しい進展、少年による凶悪事件、いじめやいわゆる学級崩壊、薬物の乱用、性非行、依然として減らない飲酒や喫煙など、青少年問題が大変憂慮される状況について、広く県民に周知するとともに、青少年を取り巻く社会環境の健全化への取り組みについて県民の理解と協力を喚起し、青少年がたくましく“生きぬく力”と他者を思いやる“共感する心”を自らはぐくむための社会環境づくりを行うため、関係機関・団体と県、市町村が連携して社会環境健全化推進街頭キャンペーンを行いました。平成15年度は、県内各地でそれぞれ7月と11月の2回実施しました。

▼かながわ青少年社会環境健全化推進会議

青少年を取り巻く社会環境の健全化活動を推進していくためには、条例等による規制の強化と併せ、県民総ぐるみの運動が車の両輪となって展開されていく必要があることから、平成8年5月29日、行政と民間の関係機関・団体などからなる「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」が発足しました。また、平成13年度からは事務局を(株)青少年協会に移し活動しています。

県民一人ひとりの意識の高まりとともに、こうした全県的な活動が各地域の組織との連絡調整・情報交換等による相互協力のもと展開されていくことが、より大きな成果につながると考えられます。

▼神奈川県青少年の環境に関する業界協議会

青少年の健全育成を図る趣旨から、青少年を取り巻く社会環境をよりよくするために、昭和61年12月「神奈川県青少年の環境に関する業界協議会」を図書、映画、たばこ、ビデオなど青少年の環境に関する業界団体の参加（現在21団体）でつくりました。

青少年の環境に関する業界協議会は、業界団体自身の自主規制、広報啓発活動をとおして青少年を取り巻く社会環境の健全化に取り組んでいます。

■非行防止・被害少年保護対策

警察では、少年非行の防止や被害少年の保護・支援をするため、次のような活動を進めています。

○街頭補導

地域の皆さんや民間ボランティアである少年補導員、少年警察協助力員等の協力を得て、不良行為少年等を早期に発見、補導して適切な助言指導を行い、非行防止を図っています。

○少年相談

非行問題や犯罪、いじめ、虐待等の被害を受けた少年や保護者、その他関係者等から広く相談を受け、少年の行動の改善、家庭環境の調整等に必要な助言、相談等を行っています。必要に応じ、他の相談機関の紹介もしています。

○継続補導

非行少年、不良行為少年に対し、保護者等から依頼があった場合、または少年非行防止上必要があると認められる場合は、一定期間継続して少年自身、家庭、交友関係等の指導、調整を行っています。

○継続的支援

被害少年の精神的打撃の軽減と被害経験からの立ち直りを図るために、長期的かつ定期的な支援活動を行っています。

○少年の福祉を害する犯罪の取締り

児童を対象に、携帯電話やパソコンの出会い系サイトを利用した児童買春、暴力団や悪質風俗業者等による組織的な人身売買や少女売春、児童ポルノの製造・販売、薬物の密売など少年の福祉を害し又は少年に有害な影響を与える福祉犯罪の取締りを強化するとともに、被害少年を早期に救出・保護する活動を行っています。

○万引き・乗物盗等の防止

少年非行の大半は、万引き・乗物盗等が占めています。こうした非行を誘発させないために、地域の人々の協力で駐輪場の設置や商品の陳列方法の改善、防犯カメラ・防犯ミラーの設置等、非行を抑止する環境や条件の整備をはじめ、少年補導員等の民間ボランティアの皆さんとの連携を図り、万引き・乗物盗等の多発地域における重点的街頭補導活動を実施するとともに、町内会の回覧板、放送等生活に密着した各種広報媒体を活用しての情報発信、さらに家庭や学校でのしつけ、規範意識の醸成を図るための非行防止大会、非行防止教室等を開催して、地域における非行防止活動を推進しています。

○薬物乱用防止

薬物乱用の危険性、有害性を啓発するため、乱用防止ビデオ、リーフレット等を活用するほか、学校等と連携し、薬物乱用防止広報車を派遣したり、薬物乱用防止教室等を積極的に開催しています。

表Ⅱ－1－16 福祉犯罪検挙状況

(人)

区 分 年 別	総 数	神奈川 県青少年 保護育成 条例	毒物及 び劇物 取締法 (授与等)	児 童 福 祉 法	職 業 安 定 法	風 営 適 正 化 法	児 童 買 春 ・ ノ 児 童 法	刑 (婦 女 暴 行 等) 法	そ の 他 (労 働 基 準 法 等)
平成16年	596	285	29	43	2	43	90	69	35
15年	588	225	30	29	2	44	143	79	36
増 減	8	60	▲1	14	±0	▲1	▲53	▲10	▲1

資料出所：県警少年捜査課

2 成長段階に応じた多様な体験活動の促進

(3)多様な社会参加活動の促進 ①青少年の社会参加活動への支援

■青少年団体活動

青少年団体の現状をみると、地域を基盤とした青年集団が急激な都市化の影響を受けて衰退し、スポーツや文化活動を小集団で同好の者が行うサークル化が進んでいます。

また、少年団体については、地域を母体とした子ども会、独自の教育訓練を行っているボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団、健民少年団などが県内各地域で着実に活動しています。(43～45ページ参照)

▼優良子ども会表彰

県では、子どもやジュニア・リーダーが主体となって積極的に活動している子ども会の表彰を昭和46年度から行っています。この表彰制度は、子ども会活動が自然や人とのふれあい、文化、スポーツ、遊びなどの豊かな体験を得る場として大きな意義を持つことを踏まえ、子ども会活動の育成、発展を図ることをねらいとするものです。

平成15年度の表彰式は、平成16年2月28日に綾瀬市民スポーツセンター体育館で行い、55団体を表彰しました。また、この表彰式と併せて、子ども会相互の交流の場や子ども会活動の発表の場として子ども会大会を開催していますが、平成15年度はジャンプロープなどのアクティブゲームを取り入れて行いました。

なお、県下の子ども会数、会員数等の状況は、41ページの表I-6-2のとおりです。

■勤労青少年への支援

○「勤労青少年の日」記念事業

勤労青少年福祉法は、ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみずからすすんで有為な職業人としてすこやかに成育しようとする意欲をたかめるため、毎年7月の第3土曜日を「勤労青少年の日」と定めています。県では、この「勤労青少年の日」記念事業として、平成16年度は、7月15日に「優良勤労青少年等表彰」を県庁本庁舎大会議場で実施しました。

○企業内福祉推進者の設置

県では、県と事業主及びその団体等が協力して、勤労者の福祉の増進を図るため、事業主等に対し企業内福祉推進者の選任を勧めています。企業内福祉推進者は、勤労青少年の職場適応を容易にし、職場生活等についての相談・指導助言、余暇活動等の促進のための指導・援助等を行っています。

○地区企業内福祉推進者協議会

企業内福祉推進者は、勤労者の福祉の効果的増進を図るために、県内6地区に企業内福祉推進者協議会を設置し、自主的に活動しています。各地区協議会では、勤労青少年を対象とした事業をはじめ、福祉推進者相互の情報交換、自己研さん等を実施しています。県では、これらの事業を積極的に援助しています。

■ボランティア活動などへの支援

▼かながわボランティア活動推進基金 21

地域社会がますます多様化している中で、ボランティア活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした非営利の公益的活動）が果たす役割は、より一層大きくなってきています。そこで、県では、ボランティア活動の自主性、主体性を尊重しながら、県と団体等が協力し合い協働して事業を進めていくことや、活動を促進するための支援を目的として、平成13年4月に「かながわボランティア活動推進基金 21」を設置しました。

この基金では、具体的な事業として、

- ①県とボランティア団体等が協働して行うことで相乗効果が高まると期待できる、地域社会にとって必要な公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を負担する「協働事業負担金」
 - ②ボランティア団体等が行う、地域が抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む事業や、社会変革を目指してチャレンジする公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を補助する「ボランティア活動補助金」
 - ③ボランティア活動がより一層盛んに行われる社会になることを目指して、他のモデルとなるような活動を行っている団体等を表彰する「ボランティア活動奨励賞」
- の3つの事業を実施して、ボランティア団体等の活動の推進を図っています。

▼かながわ県民活動サポートセンター

県民のさまざまなボランティア活動を総合的に支援する拠点施設として、平成8年4月にかながわ県民センターの6～11階にオープンし、ボランティア活動に参加したい人への情報提供と相談の場として、また、すでに活動を始めている人たちの活動の場として、ボランティア同士の交流の場として、次のサービスを提供しています。

＜開館日＞年中無休（12/29～1/3を除く）

＜利用時間＞午前9時～午後10時

○ミーティングルーム（6～7階）

ボランティア活動のための専用会議室（16室／定員12～42名）です。

○ボランティアサロン（9～10階）

打ち合わせなどに自由に利用できるフリースペースで、印刷機・紙折機などを備えたワーキングコーナーやロッカー（350個）、レターケース（432個）等を備えています。

○ボランティア・交流サロン（11階）

利用団体のネットワークづくりや交流を行う場として、ワークショップやセミナー等の催しにご利用いただけます。

交流サロンとして利用していないときは、ボランティアサロンとしての利用ができます。

○ボランティア情報・相談コーナー（11階）

ボランティア活動に関する各種資料の閲覧やパソコンによるボランティア活動情報等の検索、さまざまな相談にお応えするコーナーです。

なお、平成15年度は延べ38万7,547人の利用があり、利用団体数も確認できたものだけで1,962団体にのぼっています。

▼地域におけるボランティア活動の支援

ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動を行う団体に法人格を付与し、そうした活動を促進する「特定非営利活動促進法」が、平成10年12月1日に施行されました。この制度により県の認証を受けた法人は、平成16年10月末現在1,117となっています。

市町村においても、ボランティア活動を支援するため、活動の拠点としてのサポートセンターや活動支援コーナーなどが13市1町で設置されているほか、助成金を制度化するなど、多様な取組みが進んでいます。

県では、かながわボランティア活動推進基金21での実績やかながわ県民活動サポートセンターの運営などの経験を活かしてこうした市町村の取組みを支援し、県民のボランティア活動の機会充実を図っています。

▼かながわ体験活動ボランティア活動支援センター

青少年の学校内外における多様な体験活動・ボランティア活動を推進するため、平成15年1月、神奈川県生涯学習情報センター内に、「かながわ体験活動ボランティア活動支援センター」を設置しました。

○ボランティア活動等に関する情報の収集・提供

公民館等の施設や団体等から体験活動やボランティア活動に関する情報を収集し、活動してみたい子どもたちや関心のある保護者、学校関係者に対して、HPにより活動情報を提供するとともに、各地で行われた活動事例の紹介を行っています。

○相談活動

コーディネーター等を配置し、面談・電話・ファクシミリ等による相談活動を行っています。

○体験活動ボランティア活動の啓発

ボランティア活動等に関する啓発用のポスターやチラシを作成し、県内の小・中・高等学校、盲・ろう・養護学校をはじめ、公民館や青少年関係施設に配付しました。

▼地球市民かながわプラザ

多文化理解の推進や地球的規模の課題への認識を深めるための多様な学習機会を提供するとともに、NGOなどの活動への支援を行っています。

○展示室等を活用した学習機会の提供

「こどもファンタジー展示室」「こどもの国際理解展示室」「国際平和展示室」の3つの常設展示室を設置し、展示ボランティアの制度を設けています。また、留学生トークタイムや地球市民フォーラム、食と暮らしの体験セミナーなど、多彩な学習機会をNGO等と協力しながら提供しています。

○情報フォーラム・映像ライブラリー

県民やNGO等の国際理解や国際交流・協力活動を支援するために、図書や資料の閲覧、

貸出を行うとともに、ビデオ視聴サービスによる映像情報を提供しています。また、NGOなどが打ち合わせに使えるフォーラムスペースも設置しています。

○会議室・ラウンジ

セミナーやフォーラムなどのできる会議室の貸し出しを行うとともに、市民交流の場などとして利用できるラウンジ内に作業コーナーを設け簡易印刷機、ロッカー、広報ボードなどを備えています。

○料理室・創作スタジオ

世界のさまざまな食文化や音楽を体験しながら国際交流できるように、貸し出し施設として料理室や創作スタジオを設置しています。

■生涯学習への支援

▼生涯学習情報センターの運営

市町村や大学、専修・各種学校、カルチャーセンター等の幅広い関係機関との広域的なネットワークを構築し、県民の生涯学習を支援するための情報・交流拠点として「生涯学習情報センター」（かながわ県民センター5階）を運営しています。

センターの主な機能は、次のとおりです。

○生涯学習情報の提供

県、市町村のほか、民間の教育機関等が提供する学習講座をはじめとしたさまざまな生涯学習情報を収集し、その情報をインターネットを利用した生涯学習情報システム「PLANETかながわ」を中心に、学習情報誌「PLANETかながわ」、パンフレット資料などにより、幅広く提供しています。生涯学習情報システムは、講座・催し物情報や資格・試験情報を中心に利用され、平成15年度のトップページへのアクセス件数は17万3,210件でした。情報内容は、次のとおりです。

- ・講座・催し物情報
さまざまな機関で開催される講座・講演会・催し物の内容や開催時間などの情報
- ・指導者・人材情報
講演会の講師や学習グループの指導者、生涯学習ボランティアの連絡先や指導（活動）内容などの情報
- ・資格・試験情報
国家試験や検定試験の種類や取得方法、試験日、問い合わせ先などの情報
- ・教材・機器情報
家庭教育・人権教育のビデオテープ、学習に利用できる教材や機器の所在や利用方法などの情報
- ・団体・グループ情報
学習サークルの活動内容や活動日、連絡先などの情報
- ・施設情報
博物館・美術館などの学習・文化施設や、サークル活動・スポーツに利用できる施設の所在地、利用方法などの情報
- ・おでかけ情報
文化財やハイキングコース、「かながわの50選・100選シリーズ」の内容や見学方法

などの情報

○学習相談の実施

面談、電話、FAX、電子メールにより、専門の学習相談員が学習相談を行っています。

○生涯学習支援者等の研修

市町村生涯学習関係職員・社会教育主事・社会教育施設職員及び民間団体のリーダーなど生涯学習指導者等の養成・研修を行っています。

○学習成果の活用への支援

学習者がさまざまな機会や場を通じて学んだ成果を、職場や地域などの社会参加活動に生かすための支援として、指導者・ボランティアの登録、団体・グループの登録を行うほか、グループの活動成果等の展示（絵画など）活動への支援を行っています。

▼生涯学習放送事業

県教育委員会では、青少年を含めた県民の多様な学習ニーズに応え、学習の機会を提供するため次の番組を制作し、県域テレビ放送局（tvk）を通じて放映するとともに、各放送番組のビデオを貸し出しました。

○神奈川再発見（20分）

郷土かながわへの理解と関心を深めるため、県内各地の自然・歴史・文化などを紹介する番組を毎週日曜日（年末年始等を除く）午前10時から放映しました。

○すこやかファミリー（15分）

家庭教育についての情報を提供する番組を毎週日曜日（年末年始等を除く）午前10時40分から放映しました。

▼県立学校公開講座等の開催

県民の多様な学習ニーズに応えるため、県では、県立学校や県機関の教育資源を活用した講座を開催しています。平成15年度の県立学校公開講座及び県立機関活用講座等の開催状況は、次のとおりです。

○県立学校公開講座の開催

県立学校を地域に開かれた学習・文化・スポーツ活動の場とするため、その教育機能を生かした県立学校公開講座を開催しました。歴史、文学、書道、美術、パソコン、郷土研究などの学習・文化系講座を78校で84講座、テニス、バスケットボールなどのスポーツ教室を5校で5講座開催し、1,805人が受講しました。

○県立機関活用講座等の開催

県の有する人材等の資源を活用した学習機会を県民に提供するため、県立図書館、金沢文庫などの社会教育施設において県立機関活用講座を6講座、生涯学習情報センターなどにおいて県立機関人材活用講座を3講座開催し、「歌舞伎400年伝統の重みと現代」「神仏出現」「かながわの自然と環境」などの講座に523人が受講しました。

▼県立学校施設の開放

青少年を含めた県民の地域の学習・文化・スポーツ活動等の場として県立高等学校等の図書室、会議室、美術室、音楽室などの学習施設や体育館、テニスコート、グラウンドなどの体育施設を開放しました。平成15年度は、167校で実施し、延べ472,423人の利用がありました。

▼市町村生涯学習・体育施設への助成

○生涯学習施設

青少年の多様な学習ニーズに応えるため、県では、市町村の公民館・図書館などにおける身近な学習活動のための施設整備に対して、助成を行いました。

<助成の状況>（平成15年度）

・公民館	2市1町3施設
・図書館	2市2施設
・その他	1市1施設

○体育施設

県では、スポーツ振興を図るために市町村が行う体育施設の整備に対し、助成制度を設け援助しています。

平成15年度には、秦野市中央運動公園S字型プール改修事業に対して助成を行いました。

■障害児の交流活動の充実

民間、行政、学校等で組織して取り組んだ障害児の地域参加を支えるしくみづくり研究委員会の成果を生かし、休日や長期休業日に、障害のある児童生徒が地域の活動に積極的に参加することができるように、社会教育関係者や社会福祉協議会、ボランティアセンターと養護学校等が連携して、ホリデースクールやサポートホリデーコンサートなどの活動を行っています。また、こうした取り組みを通し障害のある児童・生徒の地域参加活動を促進するためにはボランティアやそのリーダーの養成が不可欠であるとの視点から、盲・ろう・養護学校では、地域関係機関と連携したボランティア養成等についても取り組んでいます。

■地域で子どもを育む事業～かながわ子どもワクワク体験～

平成14年度からの完全学校週5日制の実施に伴い、地域で子どもを育てる環境を充実させ、さまざまな子どもたちの体験活動を推進するため、文部科学省では、「地域の体験活動等の体制整備・情報提供」「子どもを核とした地域の様々な活動の機会と場の拡大」「家庭教育に関する相談体制の充実と学習機会の提供」を3つの柱とした「新子どもプラン」を推進しています。

本県でも、「新子どもプラン」の取り組みと県独自の取り組みを合わせ「地域で子どもを育む事業～かながわ子どもワクワク体験～」の推進を図り、さまざまな体験活動の機会の充実を図っています。

■自然とのふれあい活動の促進

▼ふれあいの村の運営

児童・生徒・青少年等が、自然の中でさまざまな体験や人々との交流を通じて、自立心・思いやり・協調性等をはぐくむふれあい活動を実践するための施設として、「県立足柄ふれあいの村」（南足柄市）を平成2年7月にオープンしました。また、平成5年4月には「県立愛川ふれあいの村」（旧：野外教育センター、愛川町）を、さらに平成7年4月には「県立三浦ふれあいの村」（旧：三浦臨海青少年センター・少年自然の家三浦臨海学園、三浦市）をオープンしました。

これで森型の「足柄ふれあいの村」、山型の「愛川ふれあいの村」及び海型の「三浦ふれあいの村」のそれぞれ趣の異なった「ふれあい活動3拠点体制」が確立し、平成15年度は延べ33万5,000人余が、野外活動や交流の場として利用しました。

▼自然とのふれあい研修

県立自然保護センターでは、子供たちとその家族が自然の中で1日を楽しく過ごす「自然発見クラブ」を開催しました。平成15年度は3回実施し、78人の参加がありました。

また、総合学習等で自然保護センターに来所する児童・生徒のために自然観察会を18団体、1,055人を対象に実施しました。

▼森林づくりボランティア活動

県民生活に多大な恵みをもたらしている神奈川の大切な森林を県民が一体となって守り育てていくために、(社)かながわ森林づくり公社の行う森林づくりボランティア活動を支援しています。

平成15年度は、森林づくりを体験し理解するための植栽、下草刈り、枝打ち、間伐などの作業を129回実施し、青少年や家族連れを含めて延べ6,253人が参加しました。

▼森の教室

南足柄市にある県立21世紀の森では、自然の中で親と子がふれあいながら森林や林業について学習・体験することを目的に「森の教室」を開催しています。

平成15年度は、親子木工教室8回（貯金箱、本立てなどの製作）、親子自然教室2回（昆虫や野生のきのこの観察など）、森林体験文化教室8回（林業体験、草木染め、竹炭作りなど）、木工教室2回（丸太のベンチ作り）を実施し、406人が木工の楽しさや自然のすばらしさを体験しました。

このほか、県立21世紀の森では、森林や林業について展示した森林館や木工を楽しむことができる木材工芸センターを開放しています。

■こどもエコクラブの推進

「こどもエコクラブ」は、次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や、具体的な取り組み、活動を行うため設立するものです。このような子どもたちを支援するため、環境省は平成7年度から「こどもエコ

クラブ事業」を実施しています。

各クラブは、数人から20人程度の小・中学生で構成され、メンバーの興味・関心に基づき自ら活動内容を決めて自主的に活動を行います。

また、自主活動をより楽しく豊かなものにするために、全国事務局（財日本環境協会）では、全国のクラブの共通の学習活動等を行っています。

県は、会員加入の促進とクラブ活動の全県的な広がりをめざして、クラブの募集・登録受付事務を行う事務局の開設を全市町村に働きかけるとともに、県内こどもエコクラブ交流会及びクラブの活動を支援する大人のための研修会などを開催しています。

平成16年3月末現在、県内では173クラブ、2,559人が活動を行っています。

■みんなのまちづくり教室

みんなのまちづくり教室は、21世紀を担う子どもたちに公共事業をととして、まちづくりを理解してもらうために、土木事務所などの職員が講師となって小学校に赴き、道路や河川などの公共事業について、教室で説明を行ったり現場見学会などを実施することにより、体験学習してもらうものです。

平成15年度は、土木事務所等13事務所で全57回、4,621人の児童が参加しました。（みんなのまちづくり教室と同趣旨の事業11回分を含む）

■青少年の科学技術活動の促進

▼かながわサイエンスサマー

近年、若者の間で科学技術への関心が薄れる傾向にあり、将来的な問題として、社会全体の科学技術的素養の低下や科学技術の発展を担う科学者、技術者不足が憂慮されています。

将来の科学技術人材の育成に向け、特に小・中学生を対象とした科学技術の学習機会の創出を図るため、神奈川県内の科学技術資源を活用して、平成6年度から夏休みの最終週を「かながわサイエンスウィーク」に設定し、県試験研究機関、科学館、博物館、大学などが科学技術に関するさまざまな行事を実施してきましたが、参加機関数、行事数、参加者数は年々増加し、内容も充実してきました。

そこで、科学技術の学習機会の一層の拡大を図るため、平成13年度から「かながわサイエンスサマー」に名称を変更し、実施期間を1週間から夏休み全体（7月20日頃～8月31日）に拡大して実施しています。

平成16年度は、95機関で211行事が行われ、30万8,813人（うち小・中・高校生は、6万8,804人）の参加がありました。

▼科学技術理解増進事業

ロボフェスタ神奈川2001によって高まった青少年の科学技術への興味・関心や、企業・大学・ボランティア等の間で形成されたネットワークなどを継承、発展させていくため平成15年度は次の事業を行いました。

○研究者・技術者等学校派遣事業

県内の研究者・技術者を県内の小・中学校へ派遣して、電気や新エネルギーの実験、

稲穂の観察、ロボットの製作実習など体験型授業（47校）を実施しました。

○創造工房事業

- ・中学生ロボット工作教室

参加者が大学の先生等からアドバイスを得ながら、創意を活かしたロボット製作に取り組む工作教室を県内6箇所で開催し、114人が参加しました。

- ・中学生ロボット競技会

学校や工作教室で参加者が作り上げたロボットを操作し、課題に挑戦する競技会を県内8地域で開催し、254チーム583人が参加しました。

- ・創造工房

青少年にものづくりや科学体験を十分な指導を受けながら自主的に体験できる場を提供する活動として、ロボット開発にまつわる講演、レスキューロボットの操作体験、工作教室、探索競技会を実施し、見学者を含め50人が参加しました。

○県立青少年センター科学体験事業

- ・ものづくりこどもサイエンス教室事業

「ロボット工作・競技会」134人参加

「ロボットセミナー」45人参加

「ものづくり教室」17人参加

平成16年度は、「ロボット工作・競技会」「ロボットセミナー」「ものづくり教室」に加えて「小学生ロボット工作・競技会（プチロボで競走しよう）」を県内各地で（今年度は、西湘地区、県央地区、平塚秦野地区）で開催することにより、身近な場所で青少年にロボットを中心にした科学技術に関する体験学習の機会を提供しています。

■かながわ青少年支援・指導者育成指針

社会状況の変化などによる青少年自身と青少年をめぐる状況の変化に伴い、指導的関わり方だけでは現代の青少年への対応は不十分であり、青少年の社会的自立を促進するためには支援する形での関わり方ができる大人・若者の育成も必要になってきました。そういった青少年指導者養成をめぐる環境の変化に、より効果的に対応するために平成15年度に『かながわ青少年支援・指導者育成指針』を策定しました。この指針に基づいて、子ども・若者に関わる大人・若者を青少年支援・指導者と位置づけ、その育成を行っています。

この指針では、青少年の育成の視点として、「多様な体験学習の促進」「主体的な参画の促進」「社会的自立の支援」の3つを掲げています。そのためには指導的な関わり方だけではなく、青少年の持っている能力を引き出すための支援をすることが青少年支援・指導者の役割であるとしています。

また県・市町村・青少年関係団体は、「人材育成」「活動支援」「連携・調整」の面で、それぞれの特性を生かして取り組むことになっています。

なお、平成15年度は、表Ⅱ－２－１の事業を行いました。

表Ⅱ－２－１ 平成15年度青少年指導者養成研修事業実施状況

区 分	実施主体・事業名	県		市町村		青少年関係団体		計	
		事業数	人数	事業数	人数	事業数	人数	事業数	人数
研ヘリ少 シ ン ダ ラ 修 の 年	少年リーダー研修	0	0	29	3,755	2	81	31	3,836
	中・高校生リーダー研修	2	20	39	1,960	3	62	44	2,042
	青年リーダー研修	1	23	4	105	5	452	10	580
	小 計	3	43	72	5,820	10	595	85	6,458
者対多 ヘ ン 様 の す な る 活 研 指 動 修 導 に	成人指導者研修	13	511	14	1,374	16	1,771	43	3,656
	委嘱指導者研修	0	0	70	4,011	2	70	72	4,081
	青少年団体指導者研修	0	0	33	4,172	3	60	36	4,232
	その他の研修	6	776	11	400	3	20	20	11,196
	小 計	19	1,287	128	9,957	24	1,921	171	13,165
合	計	22	1,330	200	15,777	34	2,516	256	19,623

資料出所：神奈川県青少年指導者養成協議会

※平成15年度までは、「神奈川県青少年指導者養成総合計画」に基づき、青少年指導者の養成を図って来ました。上記の表Ⅱ－２－１では、県の事業に関して、県青少年総合研修センターと県立清川青少年の家で実施したものです。

※平成16年度から県青少年総合研修センターは県立青少年センターに統合され、人材育成機能を強化し、県立清川青少年の家と共に青少年支援・指導者育成研修を実施しています。

■青少年支援・指導者の育成

▼市町村域や青少年団体で中心的な存在となる青少年支援・指導者の研修

○地域の子ども・若者・大人の参画による多様な活動を立ち上げ、円滑に運営していくための調整を図る青少年支援・指導者を育成しています。

○地域活動に青少年の参画を促し、その考えや意見を引き出し、活動を通じて社会的自

立の支援をする青少年支援・指導者を育成しています。

○青少年の多様な体験学習の促進を目指した事業を展開しています。その中で自然体験活動のイベントを企画・運営するための実務研修なども実施しています。

▼青少年行政関係職員等の研修

○青少年行政等に関わる職員に必要な基本的な研修及び積み上げの研修を実施し、職務の遂行に必要な能力の向上を図るとともに相互の連携、効果的な職務の遂行に必要な能力の向上・知識技術の習得・ネットワーク化・情報交換の活発化を図っています。

○児童館等の指導員を対象に、青少年が自ら成長するための環境づくりや支援するために必要な知識・技術を習得し、能力の向上を図るための研修を実施しています。

▼グループ活動や青少年に関わる活動をしている若者のスキルアップを図る研修

○青少年グループの活性化を図り、より効果的な活動を進めていく上で必要な組織運営上の課題の解決策を探り、グループのリーダーとしての組織運営能力の向上を図るための研修を実施しています。

○若者対象に、子どもが地域の活動等に主体的に参画することができるように支援するために必要な知識・技術を習得し、能力の向上を図る研修を実施しています。またボランティア活動におけるリーダーを育成するための研修も実施しています。

■青少年育成のための実践的調査研究

▼活動プログラムの開発普及

青少年に関わる魅力ある地域活動を立ち上げ、展開・定着させる青少年支援・指導者に必要な活動プログラムを研究・開発し普及していきます。

▼活動に必要なノウハウのアレンジ・普及

○「人間関係を取り結ぶ力」や「関わり合う力」の向上を、現代の青少年をめぐる諸問題の解決に向けた重要な視点と位置づけ、「異なる立場の関わり合い」を支援できるコミュニケーション能力・技法を学ぶためのワークショップを実験的に行い、研究開発し普及を図っています。

○青少年活動に役に立つマニュアル・手引を作成します。

■啓 発

▼青少年育成のための啓発

次代を担う青少年が健やかで豊かに育つ環境づくりをめざして、広く青少年問題や青少年の参画による多様な活動について啓発を図るとともに、時代的な問題の解決に向けた討議や情報交換の場とするために、青少年問題フォーラムを実施しています。

■青少年支援・指導者への支援

▼情報収集・提供

○青少年資料室を運営していくとともに整備して、青少年に関わる文献・資料・報告書等を整備して、効率的に運営できるようにします。活動場所等についての情報を収集し、青少年支援・指導者及び青少年行政関係職員等への情報提供を図ります。

○青少年を支援・指導することのできる講師リストを作成し、青少年関係機関に配布し

情報提供します。

○青少年活動に役に立つ情報を収集し、その結果をホームページ等で公開し情報提供をします。

■連携・調整

▼青少年指導者養成協議会

県・市町村・青少年関係団体等で構成する青少年指導者養成協議会を設置し、『かながわ青少年支援・指導者育成指針』に基づく事業を円滑に推進するための方策等の検討を行っています。

■生涯学習支援者の養成

生涯学習支援者は、地域社会の人々の学習ニーズに応じて、学習機会や場を提供するとともに、学習活動の支援を行います。社会教育主事、社会教育指導員などの社会教育行政職員、また公民館主事、学芸員、司書などの社会教育施設職員など、社会教育・生涯学習に関する専門的職員がこれにあたります。県では、生涯学習支援者の力量を高めるため、対象別や課題別の研修を行っています。

○PTA指導者研修会

PTA指導者を対象に家庭教育のあり方やいじめ問題、薬物乱用、性非行問題などの解決のための方策を協議する研修会を行いました。

この研修会は県内に7つある教育事務所、県立高等学校PTA連合会とタイアップして実施しました。(28日間1,582人参加)

○学校と地域との協働セミナー

県内公立小・中・高・養護学校等の教職員、学校支援ボランティア関係者、社会教育関係団体関係者、行政職員が参加して、「学校と地域がつくるこれからの学び」をテーマに学校と地域のあり方に関して研究・協議しました。(5日間225人参加)

○社会教育主事セミナー

県・市町村の社会教育主事、社会教育主事資格者が参加して、「青少年の奉仕活動・体験活動の充実に向けて」をテーマに、生涯学習・社会教育の推進に必要な知識や技術について、研究・協議しました。(4日間46人参加)

○公民館担当者セミナー

公民館主事・公民館職員を対象に、「生涯学習拠点としての公民館の機能と職員のあり方」をテーマに、地域の社会教育の中心となる公民館の職員等に求められる知識や技術について研修しました。(4日間61人参加)

■青少年センター

県立青少年センターは、青少年の健全育成と県民の教養の向上に資するための総合施設として、様々な事業を実施していますが、平成16年4月1日に県青少年総合研修センターと統合し、青少年育成・支援事業の充実を図っています。

また、青少年センター本館は現在改修工事中で、平成17年7月オープンを予定しています。

○青少年支援活動

青少年を支援・指導する方々の育成や力量を向上する研修、県・市町村・青少年関係団体の連携を図る県青少年指導者養成協議会事業などを実施しています。

また不登校・ひきこもり・非行などの相談、NPOへの活動の支援や啓発などの事業も実施しています。

※主な事業の実施状況はP. 85及びP. 114を参照

○科学活動

科学技術系の人材を育成するために、青少年の科学活動を推進する指導者を養成する科学教室や青少年が主体的に自らの課題を解決していく科学体験教室を実施するとともに、青少年の科学に対する興味・関心を喚起・啓発する事業を実施しています。

表Ⅱ-2-2 主な科学事業実施状況

事業名	回数	事業名	回数
科学なんでも相談	61	夏休み科学体験教室	2
青少年科学体験指導者対象「科学教室」	20	移動科学教室	40
課題探究型科学体験教室	34	青少年科学活動啓発事業	4
ものづくりこどもサイエンス教室	12		

資料出所：県立青少年センター（平成15年度）

○芸術活動

青少年の舞台芸術活動と県民の芸術文化の振興を図るため、すぐれた舞台芸術の鑑賞、演劇・ダンスの講習会、発表会等を実施しています。

また、青少年・県民の文化活動に対して「かながわドームシアター」の施設・設備の提供、県域的な芸術文化活動の相互交流を深めるための音楽演奏会、演劇・ダンスコンクールなどの共催事業も実施しています。

表Ⅱ-2-3 主な芸術事業実施状況

事業名	回数	事業名	回数
舞台芸術等鑑賞会	4	中・高校演劇講習会	2
小・中・高校演劇発表会	3	ダンス講習会・鑑賞会	1
ダンス発表会	1		

資料出所：県立青少年センター（平成15年度）

■清川青少年の家

県立清川青少年の家は、野外活動・自然体験活動・スポーツ活動・文化的活動等を行っている青少年団体がその目的に応じて利用できる宿泊施設です。また青少年の「野外教育」「環境教育」「自然体験活動」等に携わる指導者の養成事業を展開しており、さらにそれらの指導者が自立し、地域の核となって活動できるように支援しています。

○野外教育

青少年に生きぬく力を身につけさせるために野外活動は有効な手段となります。グループの信頼関係を築き、協調性を身につけることが期待されます。

（平成15年度事業テーマ：プロジェクト・アドベンチャー、カヌー、水辺のレスキュー、野外救急法等）

○環境教育

地球上で生活する上で、環境問題を意識しないで生活することはできません。自然環境の中で生命の大切さや自然の仕組みを学び、どのように生活すればよいか一人ひとりが考え行動できるようにします。

（平成15年度事業テーマ：プロジェクト・ワイルド等）

○自然体験活動

身近な自然と接する機会が少なくなってきた子どもたちが、自然との接し方を学び、自然から多くのものを発見することで生きぬく力を身につけます。

（平成15年度事業テーマ：水鳥観察、自然体験活動リーダー養成等）

■藤野芸術の家

県立藤野芸術の家は、青少年をはじめ広く県民全般が利用でき、学校・企業などの大きな団体から家族・個人まで、利用者の多様なニーズにも幅広く応えられる宿泊型芸術活動施設であり、「ふれあい」「体験」「創造」を基本テーマとして各種事業を行っています。

○体験事業

より多くの人々が宿泊や日帰りでも、楽しく芸術体験ができる常設事業です。

（平成15年度実施状況：陶芸体験、木工体験、ガラス工芸体験、音楽体験等）

○学習事業

音楽、美術・工芸、アウトドアなどの教室を開催し、それらの技術や知識の向上を図る事業です。

（平成15年度実施状況：初心者ガラス工芸教室、中級者陶芸教室、中級者音楽教室、アートテクニカルスクール等）

○創造事業

より専門的な芸術活動、創造活動のための講習会や、優れた芸術家の作品を鑑賞する事業です。

（平成15年度実施状況：クラシック音楽の公演等）

表Ⅱ－2－4 藤野芸術の家利用状況

(人)

区 分	平成15年度利用者	平成14年度利用者
宿 泊 施 設	12,698	13,127
テ ン ト サ イ ト	1,184	1,368
ホール・音楽スタジオ等	26,342	28,200
体 験 工 房	55,831	54,755
野 外 活 動 施 設	2,486	2,813
計	98,541	100,263

資料出所：青少年課

④青少年育成県民運動への支援

■青少年育成県民運動への支援

昭和45年7月に発足した社団法人神奈川県青少年協会は、県内各地域、団体、企業等と取り組まれている青少年育成活動を、県民運動として推進する母体として、さまざまな活動を展開しています。

平成15年度は「神奈川県青少年協会事業基本方針」などにに基づき、青少年の主体的な活動の推進や、民間のエネルギーを掘り起こした活動の活性化をめざした運動をすすめてきました。その展開に当たっては、

- ①ネットワークづくりの推進
- ②青少年の社会環境健全化の推進
- ③青少年のボランティア活動の推進

を基本として、さまざまな事業を実施しました。

以下は、青少年育成県民運動推進のための、社団法人神奈川県青少年協会における平成15年度の事業です。

▼ネットワークづくりの推進

○ネットワークづくりの推進

青少年を取り巻く学校や青少年団体、青少年指導者・育成者等が相互に連携協調して、青少年育成を推進するために、青少年育成県民運動のネットワークづくりを進めました。

また、青少年育成県民運動の効果的推進のため、青少年関係団体・機関、市民活動団体や企業等の青少年を取り巻く幅広い関係者の相互協力と連帯を深めました。

○青少年育成県民運動の地域化推進

青少年育成県民運動の地域化、日常化、継続化を推進するため、県内を7つの地区に分けたユースネットを立ち上げ、地域で取り組まれている活動の掘り起こしを行うなど、活動の活性化に向けた支援を進めています。

○青少年協会通信

青少年協会や地域団体等の活動内容等の情報を提供するため、青少年協会の会員及び県民向けに青少年協会通信「ユースフル」を発行しました。（年6回、各2,000部）

○インターネットによる情報提供

青少年協会の活動や運営する施設を紹介するホームページを開設しました。

▼青少年の社会環境健全化の推進

○かながわ青少年社会環境健全化推進会議の運営

かながわ青少年社会環境健全化推進会議事務局を運営し、キャンペーン事業やシンポジウムの開催を行いました。

▼青少年の社会参加活動の推進

現代の青少年に不足している各種の体験活動（野外活動体験、ボランティア活動体験等）の機会を提供することにより、青少年がたくましく“生きぬく力”と“共感する心”を自らはぐくむための一助としました。

○中学・高校生のボランティア活動体験支援

中学・高校生が自主的にボランティア活動を行うことができるよう、青少年活動推進員、市、社会福祉協議会等の関係機関と協力して、その機会を提供しました。

- ・説明会：平成15年 7月19日 厚木市ヤングコミュニティーセンター
茅ヶ崎地区コミュニティーセンター
平成15年 7月22日 相模原市立青少年学習センター
平成15年 7月23日 大和市生涯学習センター
- ・活動体験期間：平成15年 8月（2日間から5日間） 参加者約200人
- ・発表会：平成15年 8月23日 厚木市勤労福祉センター
茅ヶ崎地区コミュニティーセンター
平成15年 8月24日 相模原市立青少年学習センター
平成15年 8月31日 大和市保健福祉センター
- ・機会提供団体：45団体

○地域活動コーディネーター育成講座

地域活動の活性化を通じて青少年の健全な育成のための環境づくりをすすめるコーディネーターとしての知識や技術を身につける講座を開催しました。

- 期 日 平成15年12月 6日～平成16年 1月31日（全4回）
- 場 所 ひらつか市民活動センター
- 参加者 青少年指導者 80人

▼ボランティア事故共済事業

ボランティア事故共済制度は、ボランティア活動中に生じた不慮の事故に対し補償救済を行うため、昭和54年度に発足しました。

実施主体の社団法人神奈川県青少年協会では、傷害給付金等の支払いを行うとともに、各種会議等を通じボランティア活動の推進と安全対策について広報しています。

＜加入対象、掛金、補償期間＞

- 対 象：①国内でボランティア活動を行う県民
②県民以外で県内の施設等を対象としてボランティア活動を行う者
- 掛 金：一人当たり年間600円（掛け捨て）
- 補償期間：加入日（加入随時）の翌日から加入年度の3月31日まで

＜加入・給付状況＞

平成15年度（平成16年3月31日現在）の加入者数は、8万3,521人（前年度8万5,663人）で、給付金支払状況は227件（前年度200件）、12,460,233円（前年度16,132,693円）

でした。

なお、加入者の活動別内訳は次のとおりです。

表Ⅱ-2-5 ボランティア事故共済加入者の活動別内訳

区 分	平成15年度加入者数	平成14年度加入者数
青 少 年 関 係	30,056人	30,527人
福 祉 関 係	26,212	27,341
交 通 安 全 関 係	4,019	3,860
防 犯 関 係	343	459
地 域 活 動 関 係	22,891	23,476
計	83,521	85,663

資料出所：(社) 神奈川県青少年協会

▼社会の動向に応じた取り組み

青少年をめぐる問題に対応するため、シンポジウムを開催しました。専門家を講師に迎え、具体的な事例をあげながら会場の参加者と一緒に考えました。

○「今、子どもたちの中に起きていること」

期 日 平成15年 8 月 9 日

場 所 かながわ県民センター

参加者 約80人

○「青少年育成に求められていることは何か！」

「虐待から見てくる社会とは！」他

期 日 平成15年 7 月 5 日、10月18日、11月 3 日、11月29日、12月 6 日、
平成16年 1 月24日

場 所 かながわ県民センター、横浜市開港記念会館、ひらつか市民活動センター、
相模原市立青少年学習センター、秦野市青少年会館、海老名市役所、
観音崎青少年の村

参加者 約320人

■「ふれあい教育」運動の推進

▼「ふれあい教育」運動の歩み

昭和50年代半ば、校内暴力、家庭内暴力などの教育問題の解決が急務となる中、昭和56年の知事の呼びかけにより、県内各地で県民総ぐるみの「騒然たる教育論議」が展開され、これを契機として、昭和57年に「神奈川の教育を推進する県民会議」が発足しました。以後、「神奈川の教育を推進する県民会議」では、子どもたちに自然や人とのふれあいをととして「他人を思いやる」「生命を大切にする」などの豊かな心をはぐくむため、学校・家庭・地域の連携により、県内各地で活発な論議などを行い、「ふれあい教育」運動を推進しています。

また、「ふれあい教育」運動を一層推進していくためには、子どもたちが自立心や忍耐力、協調性などをはぐくめるようなさまざまな活動を展開することが必要であり、これらの活動の中核となる団体として、平成2年に「財団法人神奈川県ふれあい教育振興協会」が設立されました。協会では足柄、愛川、三浦の各県立ふれあいの村で、立地環境を生かしたさまざまな体験活動を行っています。

県教育委員会では、こうした団体への支援を通して「ふれあい教育」の日常的な展開を図るとともに、「ふれあい教育」の理念をすべての教育活動の根幹に据え、子どもたちが個性豊かに、お互いを認め合いながら共に生き、共に育つよう、「個性・共生・共育」を目標に教育を推進しています。

▼神奈川の教育を推進する県民会議の事業

「いじめ」「薬物乱用」「不登校」などの教育課題が大きな社会問題となるなか、「神奈川の教育を推進する県民会議」でも、これらの問題を重要な課題ととらえ、学校・家庭・地域の各専門部会での論議など、明るい教育環境の創造を目指し、さまざまな取り組みが行われました。

さらに、こうした問題の解決には、子どもたちが自らの問題として受け止め、考え、主体的に行動していくことが何よりも重要であるという考えにより、子どもたちによる教育論議として、「神奈川ふれあい子どもサミット」などを開催するとともに、子どもたちの声を仲間に発信し、交流する場として「神奈川ふれあい子ども新聞（FRIENDS通信）」を発行しました。

○教育論議の推進

- ・神奈川の教育を考える県民のつどいの開催
- ・神奈川ふれあい子どもサミットの開催

○広報活動の充実

- ・ふれあいメッセージ募集事業
- ・神奈川ふれあい子ども新聞の発行

▼財団法人神奈川県ふれあい教育振興協会の事業

平成15年度は、学校・家庭・地域における自然・人とのふれあいを通じた青少年の主体的な活動を促進し、ふれあい教育運動の一層の推進を図るため、次のような事業を展開しました。

○体験活動を通じたふれあい教育の実践

- ・子どもふれあい体験活動
- ・親と子のふれあい体験活動

○調査研究並びに情報の収集及び提供

- ・学級崩壊等教育課題に対応したプログラム開発及び野外活動実践研究
- ・ふれあい活動にかかわる情報の収集及び提供

○ふれあい教育に関する指導者の養成

- ・指導者研修、公開講座の開催

○県立ふれあいの村の管理運営の受託

- ・足柄ふれあいの村、愛川ふれあいの村、三浦ふれあいの村

▼人権・同和教育の推進

私たちの身のまわりには、子ども、女性、障害者、高齢者、患者等、同和問題、外国籍県民、ホームレス、犯罪被害者等、その他さまざまな人権問題があります。こうした中で、県民一人ひとりが、学校教育や社会教育を通じ、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、人権が真に尊重される「共に生き、支え合う地域社会」の実現をめざした人権教育を総合的に推進しています。

平成15年度には、「人権・同和教育指導者養成講座」をはじめとする指導者養成、教職員や社会教育関係団体（PTAなど）を対象とした各種研修会・講座の開催、学校等における人権・同和教育資料の整備などを行いました。

■国際理解・国際交流活動の促進

▼青年国際体験活動への支援

県では、国際化の進む社会を生きぬく青年が、海外での多様な経験を通じて、自らの可能性に挑戦し自分の夢を実現していくことは、青年にとってはもちろん、社会の活力という点からも必要なことだと考え、平成9年度から、青年が行う中・長期の国際体験活動を支援する事業を行っています。

○神奈川県青年国際体験活動支援事業

神奈川の、「地域社会が直面している」又は「青少年を取り巻く」諸課題について、青年が行う中・長期の国際体験活動を支援することで、実体験に支えられた地域や団体での活動を展開できる神奈川の若者を育成しています。

- ・ 支援対象期間 1か月以上2年以下で、応募者が設定（コースにより異なる。）
- ・ 支 援 内 容 必要な経費の1／2以内（上限50万円／1年）を助成
- ・ 平成15年度支援人数 6人

○青年国際体験活動の発表

平成16年1月31日、「神奈川県青少年育成成功労者及び神奈川県青少年育成活動推進者表彰式」において、「青年国際体験活動支援事業」による支援を受けて海外で体験活動を行った青年が、その活動内容や帰国後の活動の実践例を発表しました。

▼神奈川県青少年海外派遣事業

県では、(財)神奈川県青少年協会に委託して、青少年及び青少年リーダーを海外に派遣し、ボランティア活動体験や現地青少年との交流活動を行うことで、国際化が進む社会にふさわしい青少年リーダーの育成や指導力の向上を図っています。

平成15年度は、タイに12月26日から1月3日までの9日間、14人を派遣しました。

▼神奈川県次世代リーダー養成事業

県では、世界的な視野で発想・思考・行動できる日本の次世代リーダーの養成を図る「日本の次世代リーダー養成塾」が平成15年に開塾されたことから、この養成塾に高校生等を参加させ、国際化社会をたくましく生き抜く力を備えた神奈川のリーダーの育成を図ることにしました。平成16年度は、福岡県グローバルアリーナで開かれた次世代リーダー養成塾に神奈川県推薦枠で選ばれた10名の高校生を派遣しました。

▼内閣府青年国際交流事業

内閣府では、日本と世界各国の青年の交流を通して、相互理解と友好を深め、広い国際的視野と国際協力の精神を養う機会を提供することにより、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を目指しています。

内閣府で行っているプログラムは、次のとおりです。

○国際青年育成交流

現天皇陛下（当時皇太子殿下）の御成婚を記念して、昭和34年から実施してきた「青

年海外派遣」事業を、皇太子殿下の御成婚を記念し、平成6年度に継承発展した事業で、約3週間にわたり各国に青年を派遣しています。平成15年度は、本県からドミニカ共和国、モロッコ、トルコ、ルーマニアの4か国へ5人が派遣されました。

○日本・中国青年親善交流及び日本・韓国青年親善交流

日中平和友好条約の締結を記念し、昭和54年度から中国へ、また、日本・韓国共同声明及び日韓国交正常化20周年を踏まえ、昭和62年度から韓国へ、ともに約3週間、青年を派遣しています。平成15年度は、中国へ2人、韓国へ1人が本県から派遣されました。

○世界青年の船

明治百年事業の一つとして、昭和42年度から実施してきた「青年の船」事業を発展的に改組して、昭和63年度から開始された事業で、世界12か国の青年が世界青年の船に乗船し、約40日間にわたり世界的視点に立った共通課題の研究や討論、交流活動などを行うとともに、訪問国で現地青年との交流活動を行うものです。平成15年度は、本県から9人が派遣され、インド、タンザニア、セーシャルの3か国を訪問しました。

○東南アジア青年の船

アセアン各国と日本との間の共同声明に基づいて、昭和49年度から開始された事業で、日本、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア各国の青年が、約50日間にわたり船内で交流、交歓活動を行いながら東南アジア各国を訪問する事業です。平成15年度は、本県から2人が派遣され、シンガポール、インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピンの5か国を訪問しました。

▼外国青少年受入事業

県では、各国の青少年に神奈川県の実情を知ってもらうとともに、神奈川県との相互の友好と信頼が深まることを願って外国青少年の受入事業を行っています。

主な受入事業としては、国際協力機構が主催する青年招へい事業でアセアン各国をはじめアジア、太平洋、アフリカ諸国から招へいされた青年の受入れなどがあります。

平成15年度は、タイより1団体18人が来県しました。

▼高校生の国際交流

神奈川県の良い友好州である米国メリーランド州、中国遼寧省、韓国京畿道やオーストラリア、カナダなどの高等学校と姉妹校提携をしている県立高等学校が、Eメールを利用して普段から情報交換をしたり、お互いに訪問をするなど海外の高等学校との交流を深めています。

▼三県省道スポーツ交流

県では、友好提携先である韓国・京畿道、中国・遼寧省と三地域間で様々なネットワーク交流を実施していますが、平成16年度から、新たに青少年関係の事業として、「青少年スポーツ交流」を実施しました。

三地域の青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を行うことにより、青少年に国

国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに国際性豊かな人材育成を図ることを目的としています。

当面この事業は、サッカー交流を行うこととし、本年度は韓国・京畿道に県内の高校生による選抜チームを派遣し、親善試合と各種交流事業を行い、交流を深めました。

＜派遣期間＞ 平成16年8月23日（月）～27日（金）

＜派遣人員＞ 24名（団長ほか6名、選手17名）

▼カナガワビエンナーレ国際児童画展

県では、昭和54年から隔年で「カナガワビエンナーレ国際児童画展」を実施しています（第1回展は昭和56年3月開催）。第12回展では、県内及び世界111の国から約3万8千点の児童画が寄せられ、表彰式、展覧会を開催し、県内市町村巡回展も開催しています。子どもたちの作品は、平和への願い、将来への希望、自分の周囲への好奇心であふれ、私たちに深い感銘を与えてくれるものばかりです。

表Ⅱ-2-6 カナガワビエンナーレ国際児童画展応募・入賞状況

区 分		第 7 回 (平成3～4年度)	第 8 回 (平成5～6年度)	第 9 回 (平成7～8年度)	第 10 回 (平成9～10年度)	第 11 回 (平成11～13年度)	第 12 回 (平成14～15年度)
外 国	参加国数	112か国3地域	118か国4地域	130か国7地域	129か国5地域	114か国2地域	111か国
	応募点数	41,467点	34,057点	45,403点	39,590点	37,726点	32,843点
	入賞点数	640点	661点	576点	456点	372点	372点
県 内	応募点数	11,445点	11,338点	11,278点	6,812点	4,695点	5,165点
	入賞点数	594点	594点	576点	151点	126点	127点
合 計	応募点数	52,912点	45,395点	56,681点	46,402点	42,421点	38,008点
	入賞点数	1,234点	1,255点	1,152点	607点	498点	499点

資料出所：国際課

■国際教育の推進

「国際協力」・「地域市民社会」の理念の基に、海外の学校との多様な交流を通じ、相互の結びつきを深め、ますます国際化する社会の変化にも対応できる児童・生徒を育成し、平和な世界の創造に貢献できるように国際教育を推進しています。

▼外国人による語学指導

昭和56年度から実施している「英語教育推進事業」は、「国際化時代に対処するため、学校教育において生きた使える英語の習得を」という社会の要請に応え、英語指導助手を県内の公立高等学校等に派遣し、英語教育の一層の充実・向上を図ろうとするものです。

平成元年度からは、英語のほかにフランス語、ドイツ語も含めて「生きた外国語教育推進事業」とし、平成5年度からは「在留外国人指導助手雇用事業」を併せて「外国人による語学指導推進事業」と事業名を変更して実施しています。

この事業は、生徒の英語及び英語文化に対する興味・関心を高めるとともに、外国語指導助手との人間的なふれあいによる民際外交の展開の一環にもなり、平成6年度から、すべての県立高等学校（全日制、16年度153校）に外国語指導助手もしくは在留外国人指導助手を派遣していましたが、平成16年度からは、すべての県立高校に週あたり2日以上以上の配置を行いました。

▼外国人留学生の受け入れ

県立高等学校における外国人留学生の数は、本県で毎年実施している「外国人留学生受入状況について」の調査によると、平成16年度（5月1日現在）は36人でした。留学期間については、10～12か月が最も多く、国籍別ではオーストラリア、アメリカ合衆国、からの生徒が多くなっています。

表Ⅱ-2-7 県立高校における外国人留学生の受入状況

1 受入状況

区分 \ 年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
学校数	28校	23校	27校	27校	25校
人 数	30人	33人	45人	49人	36人

2 留学生の国籍

区分 \ 年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
オーストラリア	7人	9人	6人	9人	6人
アメリカ	6	7	11	8	5
ニュージーランド	1	2	1	1	0
ドイツ	4	3	7	6	3
その他	12	12	20	25	22

3 留学期間

区分 \ 年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
2年以上	1人	1人	0人	0人	0人
1年	6	5	5	7	6
6～11か月	20	22	36	42	28
1～5か月	3	5	4	0	2

（注）各年度5月1日現在

資料出所：高校教育課

▼かながわ国際スカラシップ制度

15年度から本県と友好関係にあるアジア3地域(中国・遼寧省、韓国・京畿道、マレーシア・ペナン州)の青年を神奈川県立保健福祉大学に受け入れ、それらの地域と神奈川県との相互理解を深めながら、出身地域の保健・福祉・医療分野の向上に寄与する人材の育成を支援しています。

新規受入状況 15年度2名(中国・遼寧省)

16年度2名(韓国・京畿道、マレーシア・ペナン州)

3 家庭・地域・学校の連携 の促進

(5)家庭・地域から学校への参加を促進
①家庭や地域と学校との連携体制の構築

■家庭・地域・学校の連携

▼地域との協働による学校づくりの支援

完全学校週5日制や新学習指導要領の実施に伴い、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学校内外での教育を充実させていくことが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、学校と家庭・地域が一体となって子どもたちの教育を行っていくためのしくみづくりを目指して、平成11年～13年度の3年間「地域との協働による学校づくり推進事業」に取り組みました。平成14年度からは、各学校や地域で協働の取り組みが円滑に進むよう、先進情報の提供や学校と地域とのつなぎ手となる人材を養成するための研修を強化しています。

▼家庭・地域教育活性化促進事業

子どもたちを取り巻く教育諸問題の総合的・根本的な解決や、完全学校週5日制の対応に向けて、家庭・地域社会の教育力の充実を図るために、県教育委員会では、平成9年度より家庭・地域教育活性化促進事業に取り組んでおり、家庭・地域社会・学校による協議組織をつくり、連携を強化しています。

また、この組織は、文部科学省の「新子どもプラン」を含めた「地域で子どもを育む事業」の推進役としての役割も担っています。(110ページ参照)

○県家庭・地域教育推進会議の開催(2回)

家庭・地域社会の教育力の向上及び学校と地域の協働を推進するとともに、教育諸課題にかかる研究・協議を行います。平成15年度の第2回目の会議は「家庭・地域教育推進ふぉーらむ」とし、地域で展開しているさまざまな体験活動、ボランティア活動等の取り組みの事例発表やパネルディスカッションを行いました。

■ふれあい教育の推進

▼公立小・中学校の取り組み

児童・生徒を見つめ、一人ひとりのよさや可能性を伸ばすことが大切であることから、児童・生徒同士の交流の中で、自分のよさに気づいたり、互いのよさを認めあえるような豊かなふれあいのある学校づくりを進めています。

県教育委員会では、ふれあい教育の実践・交流の一層の推進を図るため、小・中学校全教職員に「学校教育指導の重点」を配付しており、その中で学校教育推進上の重点として、「生命や人権を尊重する心、他者への思いやり、倫理観や正義感、美しいものに感動する心等、豊かな人間性の育成を図るとともに、児童・生徒一人ひとりが互いの個性を尊重し、思いやりや助け合いの心をもって共に生き、共に育っていくことができるよう、『ふれあい教育』を全教育活動の根幹に据えて、その日常化の一層の深化・浸透に努める。」を掲げ、指導の充実を図っています。

また、教職員一人ひとりがふれあい教育について十分理解を深めることや、児童・生徒一人ひとりが人との交流や、自然体験、社会体験など、地域の特性を生かした実践的活動ができるよう、全教育活動を通じて、その積極的な推進を図っています。

学校では、全教育活動にふれあい教育を位置づけ、児童・生徒の発達段階に応じ、地

域の環境や特性を生かした取り組みを行っています。

実践例としては、地域の方を講師に招いて行う郷土の学習、田や畑を利用した勤労・生産活動、老人ホームや養護施設などでのボランティア活動、地域清掃活動などの奉仕体験活動など、体験的な学習が多く見られます。

県教育委員会では、ふれあい教育の深化・浸透を目的として「ふれあい教育全県研究集会」を年1回開催し、実践事例をもとに研究協議を行っています。

▼公立高等学校の取り組み

県立高等学校では、昭和59年度から平成3年度までに、延べ70校（実質35校）に「ふれあい教育実践校」として研究を委託し、その全体普及を推進してきました。

これまでの各実践校の取り組み内容は、①自然や人のふれあい、②地域の文化との交流、③特別活動（学校行事等）をとおしてのふれあいなどに大別できますが、それぞれに地域の特性や生徒の実態を踏まえた活動を展開してきました。

これらの成果は、研究発表大会や研究集録等をとおして普及が図られてきましたが、平成4年度からは、これまでの事業を発展的に改善し、全ての学校で全教育活動をとおしての「ふれあい教育実践」をめざして、自立心・連帯の心・思いやりの心の育成を図るために、研究推進校を設置したり、そのまとめとして研究集録を作成し、県内の高等学校に配布してきました。

平成11年度以降は研究推進校の設置はありませんが、これまでの研究成果を踏まえて、各県立高校において「ふれあい教育」の趣旨を生かした様々な教育活動に取り組んでいます。さらに、平成12年度からスタートした県立高校改革推進計画に基づき、生徒の個性が生かされるよう、活力と魅力ある高校づくりが進められていますが、計画の基本的な考え方の中の「高校教育に求められる基本的な視点」として、今後も「ふれあい教育」をすすめる中で、豊かな心や人間性の育成をめざすとともに、心身の健康を大切にする教育を推進していくことが述べられています。

▼特色ある高校づくりの推進

平成11年11月に策定した「県立高校改革推進計画」では、活力と魅力ある県立高校をめざして、新しいタイプの高校である総合学科や単位制による普通科高校の拡充を含め、特色ある高校づくりを一層推進し、生徒一人ひとりの個性が生きる教育や、豊かな人間性、望ましい社会性をはぐむ教育を展開していくこととしています。

そのため、各県立高校は、特色ある教育活動の展開、柔軟な学びのシステムの実現、地域や社会に開かれた高校づくりという視点から魅力と特色ある学校づくりに取り組んでいます。

具体的には、国際教育、情報教育、福祉教育、自然科学教育など興味・関心に応じた教育内容の提供や、確かな学力向上の期待に応え、個別の能力伸長や学ぶ意欲を高めるための基礎・基本の学習あるいは応用発展的な学習を提供するなど学力向上の推進にかかる取り組みを進めております。また、幅広い選択科目による弾力的な教育課程の編成、地域の方を講師とした郷土学習や異文化交流、体験的学習などの教育活動の展開やボランティア活動を推進しています。さらに社会人の学習機会を拡充するため、社会人聴講

生の受入れを促進しています。

それぞれの取り組みについては、ホームページ等をとおして広く紹介し、学校説明会や一日体験入学など身近に特色を感じることができる広報活動も行っています。

また、教育活動等の学校運営について、地域の方々などから意見や助言をいただく学校評議員制度を平成14年度から導入するとともに、学校が行う教育活動、その他学校運営全般に関する活動の改善につなげるため平成16年度から学校評価システムを全校に導入しました。

▼完全学校週5日制の実施

平成14年度から実施された完全学校週5日制は、子どもたちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高め、主体的に使える時間を増やし、「ゆとり」の中で、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ、子どもたちに社会体験や自然体験などの様々な活動を体験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、「生きる力」を育むことを目的とするものです。

子どもたちの「生きる力」を育むためには、学校では、新しい学習指導要領の下で、子どもたちがじっくり学ぶことをとおして、基礎・基本の確実な定着を図り、自ら学び自ら考える力を育て、家庭や地域社会では、学校とともに、子どもたちにさまざまな活動や体験をさせることが必要です。

県では、これまでに新しい学習指導要領と完全学校週5日制の定着に向け、教育課程および学校運営上の工夫・改善や学校・家庭・地域の連携などについて具体的な取り組みを示した啓発資料を各学校に配布するなど趣旨の徹底に努めてきました。

さらに、完全学校週5日制実施後においては、各学校における取り組み、子どもたちの土曜日の過ごし方、子どもたち・保護者・教員などの完全学校週5日制に対する意識などについて調査を実施しました。

また、さまざまな体験活動の機会や場の提供、あるいは情報提供などに取り組んでおりますが、土曜日や日曜日の子どもの活動の場は地域が中心となりますので、市町村や青少年団体等に対しても、完全学校週5日制の円滑な定着に向けて積極的な取り組みを行っていただくよう働きかけていきます。

■奉仕活動・体験活動の推進

都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化など、社会が大きく変化する中で、子どもたちの豊かな成長に欠かすことのできない、多くの人とのかかわりや自然にふれあうなどの「直接体験」の機会が少なくなっています。一方で、コンピュータなどによる情報化社会の中で、いながらにして世界中の情報を収集したり、テレビゲームの中で主人公であるかのような疑似体験ができるなどの「間接体験」が大きく増えてきています。

そのような状況を踏まえて、子どもたちの豊かな成長に欠かせない「直接体験」の機会の充実を図るため、奉仕・体験活動の推進が求められています。

学校教育においては、教科の学習指導で調査・見学や観察・実験に取り組むだけでなく、特別活動や総合的な学習の時間等でさまざまな体験活動を実施し、地域の方々の協

力をいただきながら推進しています。

■問題行動に対する地域支援システムづくり推進事業

いじめ、暴力行為や非行などの問題行動等を起こす個々の児童・生徒に適切に対応するため、学校、教育委員会、関係機関等が連携してサポートチームを形成し、地域における支援システムづくりを推進するため、横浜市、川崎市、平塚市、厚木市、海老名市、寒川町を調査研究推進地域として指定し、実践的な調査研究を行っています。

また、「遊び・非行」型の不登校児童・生徒等に対応するため、立ち直りに向けた支援の場や機能のあり方を調査研究するための自立支援教室を秦野市、愛川町に設置しています。

■児童・生徒指導

▼児童・生徒指導連絡協議会

昭和59年度から、横浜市教育委員会、川崎市教育委員会、横須賀市教育委員会及び7教育事務所管内に「中学校区児童・生徒指導研究推進地域」を設けています。それぞれに「児童・生徒指導研究協議会」を設置し、学校、家庭、地域社会の連携、小・中学校の連携のあり方や指導について実践的な研究を行い、児童・生徒指導の充実に努めています。

▼「教師だより」の作成

児童・生徒指導の一層の充実を図るため、昭和61年度から毎年「教師だより」を発行し、県内の全公立小・中学校教員に配布しています。

内容としては、教員一人ひとりが課題意識を高めて児童・生徒指導にあたるための情報や、本県の今日的な教育課題に関わる情報を提供しています。

平成15年度は第33号を発行し、「子どもたちが心豊かに育つ環境づくりを」「小学校・中学校の学習指導要領の一部改正について」「子どもいきいき体験フォーラム21」「児童虐待の防止に向けて」「平成16年度いじめ・暴力行為等防止キャンペーン」などを掲載しました。

②家庭への支援

■家庭教育の振興

▼家庭教育力充実事業

家庭教育は、全ての教育の出発点として重要です。核家族化などを背景に、家庭の教育機能の低下が指摘されている中、その教育機能の回復と充実を支援するため、幼児から中学生までの子どもの保護者等に対し、次により情報提供を行いました。

○学習資料による啓発（合計58,000部発行）

家庭教育のあり方についてのパンフレットを作成し、県内の中学校新1年生の保護者に配布しました。

○テレビ放送による啓発

毎週日曜日（年末年始等を除く）（10:40～10:55）にテレビ神奈川（tvk）で、家庭教育についての情報を提供する番組「すこやかファミリー」を放映（年間43回）しました。

○相談カードの発行（720,000部発行）

小・中・盲・ろう・養護学校の子どもの保護者に対し、相談機関紹介カードを配布しました。

○父親の家庭教育参加の促進

教育庁と商工労働部などが連携し、父親の家庭教育参加への呼びかけや情報提供を行いました。

■家庭を支える事業

近年の都市化の進展に伴う生活環境の変化、児童の遊び場の不足、核家族化の進行など、児童をめぐる社会環境の変化は、児童の健やかな成長にとって大きな問題となっています。このような問題に対して、子育て家庭への支援を進め、子どもたちが心豊かに育つよう、国や県では地域社会の理解と協力を得て次の事業を実施しています。

▼地域の子育て家庭の支援（政令・中核市を除く県所管域における取り組み）

○子育て支援センター

地域における子育て支援の拠点としての「子育て支援センター」は、育児不安等についての相談等のほか、子育てサークル等の育成・支援、保育サービスに関する情報提供、子育てサロンの運営など、子育て家庭に対するさまざまな支援を目的に平成9年度から始まった事業で、平成16年度に新たに1か所オープンし、21の市町で運営しています。

○地域育児センター

保育所が持つ子育ての専門機能を地域の育児支援に積極的に活用して、核家族化等による親の育児不安を解消することを目的に昭和62年度から始まった事業で、市町村が「地域育児センター」に指定して、地域住民の利用を呼びかけています。

平成15年度には、15市3町において120所の保育所を指定し、子育て家庭交流、中高生と園児の体験交流、世代間の交流などの取り組みを行っております。

表Ⅱ-3-1 子育て支援センター設置場所

市 町 名	設 置 場 所	市 町 名	設 置 場 所
平塚市	豊田分庁舎内	伊勢原市	伊勢原市役所分室1階
鎌倉市	福祉センター1階	海老名市	市立中新田保育園内
藤沢市	市立藤沢保育園内	南足柄市	市立南足柄保育園内
座間市	サンホープ2階	秦野市	市立すえひろ幼稚園内
小田原市	社会福祉センター2階	寒川町	こすもすの郷3階
三浦市	社会福祉法人 上宮小羊保育園内	大井町	大井町ふれあい館内
茅ヶ崎市	さかみ農協ビル3階・永島ビル2階	山北町	山北町健康福祉センター内
逗子市	逗子子育て支援センター内	開成町	社会福祉法人 酒田保育園内
綾瀬市	市立綾南保育園内	愛川町	愛川町福祉センター内
厚木市	市総合福祉センター2階	城山町	町立児童センター内
大和市	市まごころ福祉センター2階		

資料出所：児童福祉課

○一時保育促進事業

保護者のパートタイム就労や傷病、冠婚葬祭、ボランティア活動、育児疲れの解消などのため、一時的に保育が必要となった場合、保育所が保護者に代わって保育する事業で、平成16年4月1日現在、72か所の保育所で実施しています。この他に、助成を受けないで自主的に実施している保育所もあります。

○ファミリー・サポート・センター

「ファミリー・サポート・センター」とは、労働者の仕事と育児の両立支援、地域の子育て支援などを目的に、平成6年度より労働省（現厚生労働省）が始めた事業で、子育ての支援をして欲しい人と支援をしたい人からなる会員組織です。

市町村が設置・運営をし、急な残業や保護者の病気の時など、一時的・臨時的に子どもの保育が必要な人と、子どもを預かることができる人の橋渡しをします。

平成16年3月末現在全国で301か所あり、本県では、平成15年度までに小田原市、藤沢市、秦野市、横浜市、横須賀市、~~北~~子市、茅ヶ崎市、厚木市、川崎市、鎌倉市、相模原市、伊勢原市、座間市、寒川町、平塚市、大井町が活動を行っています。平成16年度には南足柄市で運営が開始されています。

○私立幼稚園への支援

・私立幼稚園地域開放推進費補助事業

子育てをめぐる不安や孤立感の高まりなどの問題に対して、幼稚園が家庭や地域との連携を深め、積極的に子育てを支援していくことが必要と考えて、平成9年度から施設又は教育機能を積極的に地域に開放している私立幼稚園に、助成を行っています。

平成15年度は、地域のバランス等を考慮のうえ、119園に助成を行いました。

- ・私立幼稚園預かり保育推進費補助事業

女性の社会進出の増加などによる保護者の保育ニーズの拡大に対して、平成9年度から通常教育時間終了後の預かり保育を実施している私立幼稚園に助成を行い、保護者および幼稚園の経費負担の軽減を図っています。平成15年度は、325園に助成を行いました。

- 養護学校等の地域の子どもたちへの支援機能の充実

地域の小・中・高等学校に在籍する特別な教育的ニーズのある子どもたちやその保護者の方のために、盲・ろう・養護学校の障害児教育の専門性を活用して、教育相談・情報提供・公開講座等を実施しています。平成15年度は、全ての県立盲・聾・養護学校で、電話や来校による教育や進路の相談、情報提供を約1万件行いました。

▼ひとり親家庭への支援の推進

母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立促進を図るために、母子自立支援員を福祉事務所に置き、生活全般にわたる相談や援助活動を実施しています。

また、経済的な負担の軽減と自立を図るため、医療費の助成や母子福祉資金の貸付を行うとともに、家族の病気の時などにホームヘルパーを派遣するなど、日常生活の支援をしています。

▼放課後児童クラブへの支援

働きに出ているなど、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図るために放課後児童クラブの設置が進められており、平成16年4月現在19市15町に651クラブがあります。県では、設置を促進している市町村に対し運営の補助を行っていますが、平成15年度は13市13町221クラブに補助を行いました。

表Ⅱ－3－2 市町村別放課後児童クラブ設置状況

(平成16年4月15日現在)

市 町 村	箇所数	実施形態			クラブ在籍児童数	
		直 営	委 託	単 独 補 助 村	総 数	の 数 (左 の うち 小1・小3)
横浜市	171		171		6,882	5,204
川崎市	122		114	8	25,109	20,236
横須賀市	44	15		29	990	743
相模原市	60	34	19	7	2,748	2,646
指定都市・中核市計	397	49	304	44	35,729	28,829
平塚市	24		24		826	695
鎌倉市	14	14			484	434
藤沢市	35		35		1,849	1,426
小田原市	23		23		772	772
茅ヶ崎市	17		17		738	587
逗子市	4		3	1	101	78
三浦市	3		3		89	74
秦野市	16	16			623	623
厚木市	24	23		1	824	794
大和市	19	16	3		761	702
伊勢原市	9	9			509	508
海老名市	14			14	414	331
座間市	10	10			478	476
南足柄市	5			5	144	122
綾瀬市	8			8	183	149
葉山町	4	4			81	81
寒川町	5		5		129	121
大磯町	2		2		155	117
二宮町	3			3	118	96
中井町	2	2			82	66
大井町	1	1			40	40
松田町	1	1			33	27
山北町	1		1		20	16
開成町	1		1		81	79
箱根町	1	1			6	6
真鶴町	0					
湯河原町	2		2		44	44
愛川町	0					
清川村	0					
城山町	1	1			67	67
津久井町	3		3		126	103
相模湖町	1		1		21	16
藤野町	1		1		34	24
県所管域計	254	98	124	32	9,832	8,674
合計 19市15町	651	147	428	76	45,561	37,503

真鶴町、清川村については未実施

愛川町については全児童を対象とした児童館（公民館）事業を実施

資料出所：児童福祉課

▼児童館・児童遊園等の整備

子どもたちが健やかで、たくましく育っていくために、身近なところで安心して楽しく遊べる場所が必要です。県では、市町村でつくる児童館等の整備に対する助成を行っています。平成15年度の児童館整備に対する助成は、城山町に行いました。市町村別の児童館・児童遊園等の設置状況は次表のとおりです。

表Ⅱ－3－3 市町村別児童館等、児童遊園等、街区公園設置状況

区 分	児童館等	児童遊園等	街区公園	区 分	児童館等	児童遊園等	街区公園
	か所	か所	か所		か所	か所	か所
横 浜 市	94	216	2,133	葉 山 町	6	17	0
川 崎 市	59	10	765	寒 川 町	0	13	24
横 須 賀 市	14	31	330	大 磯 町	2	1	37
平 塚 市	4	20	193	二 宮 町	7	41	14
鎌 倉 市	12	38	207	中 井 町	3	7	0
藤 沢 市	21	0	229	大 井 町	0	3	2
小田原市	0	58	123	松 田 町	4	10	5
茅ヶ崎市	0	15	129	山 北 町	3	11	3
逗 子 市	16	5	68	開 成 町	0	10	5
相模原市	44	133	402	箱 根 町	0	19	9
三 浦 市	10	0	54	真 鶴 町	0	2	0
秦 野 市	19	34	150	湯河原町	0	7	14
厚 木 市	35	81	118	愛 川 町	15	43	15
大 和 市	22	16	111	清 川 村	0	7	0
伊勢原市	14	8	117	城 山 町	1	12	24
海老名市	2	0	47	津久井町	0	36	0
座 間 市	5	108	34	相模湖町	0	12	0
南足柄市	1	36	25	藤 野 町	1	0	0
綾 瀬 市	3	7	87	合 計	417	1,067	5,474

(注) 1 児童館等、児童遊園等については、児童厚生施設として届け出られたものの以外の施設を含む。

2 街区公園とは、都市公園法上の都市公園の中で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園をいう。

資料出所：児童館等および児童遊園等は児童福祉課（平成16年4月現在）、街区公園は都市整備公園課（平成16年3月31日現在）